

11

同(鹿野道彦君紹介)(第一五〇八号)
同(木村武千代君外一名紹介)(第二五〇九号)
同(久保田円次君紹介)(第一五一〇号)
同(倉石忠雄君紹介)(第一五一一号)
同(佐野嘉吉君紹介)(第一五一二号)
同(正室次郎君紹介)(第一五一三号)
同(田村元君紹介)(第一五一四号)
同(田村良平君紹介)(第一五一五号)
同(津島雄二君紹介)(第一五一六号)
同(戸沢政方君紹介)(第一五一七号)
同外一件(中島源太郎君紹介)(第一五一八号)
同(早川崇君紹介)(第一五一九号)
同(堀内光雄君紹介)(第一五二〇号)
同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一五二一号)
同外一件(箕輪登君紹介)(第一五二二号)

同(宮下勲平君紹介)(第二五三号)
同(森清君紹介)(第一五二四号)
同(森美秀君紹介)(第一五二五号)
同(森下元晴君紹介)(第一五二六号)
同(山崎拓君紹介)(第一五二七号)
同(山下徳夫君紹介)(第一五二八号)
同(湯川宏君紹介)(第一五二九号)
社会保険診療報酬の引き上げに関する諸願

中清君紹介（第一五三二一號）
 医療保険の改悪反対及び老人医療制度の改善
 関する請願外一件（西中清君紹介）（第一五三
 二二號）
 同月十日
 昭和五十六年度の保育予算増額等に関する請
 願外一件（上原康助君紹介）（第一六一一號）
 医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改
 善に関する請願外十八件（飛鳥田一雄君紹介）
 （第一六一二號）
 同（岩佐恵美君紹介）（第一六一三號）
 同外四件（金子満広君紹介）（第一六一四號）
 同外一件（北山愛郎君紹介）（第一六一五號）
 同（小林政子君紹介）（第一六一六號）
 同（榊利夫君紹介）（第一六一七號）
 同（沢田広君紹介）（第一六一八號）

同(高沢寅男君紹介)(第一六一九号)
同(中路雅弘君紹介)(第一六二〇号)
同(中村正雄君紹介)(第一六二二号)
同(松本善明君紹介)(第一六二二号)
同(藤田スミ君紹介)(第一六二三号)
同(村上弘君紹介)(第一六二四号)
同(三井山花貞夫君紹介)(第一六二五号)
同(一件(和井耕作君紹介)(第一六二六号)
同(渡辺貢君紹介)(第一六二七号)
同(菅直人君紹介)(第一六七六号)
こどもの国協会の存続等に関する請願外二件
(伊藤茂君紹介)(第一六二八号)
医療保険制度、老人医療制度の改悪反対等に関する請願(安藤巖君紹介)(第一六二九号)
同(上坂昇君紹介)(第一六三〇号)
同(中路雅弘君紹介)(第一六三一号)
同(一件(渡辺貢君紹介)(第一六三二号)
医療保険制度等の改善に関する請願(上坂昇君紹介)(第一六三三号)
同(湯山勇君紹介)(第一六三四号)
同(渡辺貢君紹介)(第一六三五号)
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(渡辺貢君紹介)(第一六三六号)
栄養士法の一部改正に関する請願(大村襄治君紹介)(第一六三七号)
同(近藤鉄雄君紹介)(第一六三八号)
同(住家作君紹介)(第一六三九号)
同(三原朝雄君紹介)(第一六四〇号)
同(今枝敬雄君紹介)(第一六四七号)
同(野田毅君紹介)(第一六七八号)
同(一件(八田貞義君紹介)(第一六七九号)
未帰還者・帰国者特別援護の法的措置に関する請願(小沢一郎君紹介)(第一六四一号)
同(中村正三郎君紹介)(第一六四二号)
同(原健三郎君紹介)(第一六四三号)
同(倉成正君紹介)(第一六八〇号)
同(細田吉藏君紹介)(第一六八一号)
健康保険制度の改悪中止、国民負担の軽減等に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一六四四号)

同(浦井洋君紹介)(第一六四五号)
こどもの国協会の廃止、民営化反対等に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一六四六号)
医療保険制度、老人医療制度の改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第一六四七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第一六四八号)
健康保険、老人医療、公費医療制度の改悪反対等に関する請願(安藤巖君紹介)(第一六四九号)
同(林百郎君紹介)(第一六五〇号)
健康保険制度の改悪反対、良い医療制度の確立に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一六五一号)
国民健康保険組合の存続強化に関する請願外十一件(友納武人君紹介)(第一六五二号)
同(八件(齋藤邦吉君紹介)(第一六八二号)
同(九件(西岡武夫君紹介)(第一六八三号)
労働基準法改悪阻止及び婦人の権利、地位の向上に関する請願(東中光雄君紹介)(第一六五三号)
同(藤田スミ君紹介)(第一六五四号)
同(正森成二君紹介)(第一六五五号)
同(三谷秀治君紹介)(第一六五六号)
同(村上弘君紹介)(第一六五七号)
同(四ツ谷光子君紹介)(第一六五八号)
法律、条例中の不具、廃疾の用語改正に関する請願(関谷勝嗣君紹介)(第一六七五号)
同月十一日
医療保険制度改悪、老人医療の有料化計画中止等に関する請願(岡田利春君紹介)(第一七一六号)
旧軍人兵役年数の各種年金への加算等に関する請願(平石磨作太郎君紹介)(第一七一七号)
戦後ソ連強制抑留者の補償に関する請願(平石磨作太郎君紹介)(第一七一八号)
医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(池端清一君紹介)(第一七一九号)
同(小川国彦君紹介)(第一七二〇号)
同(大野深君紹介)(第一七二二号)
同(沢田広君紹介)(第一七二三号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第一七二三号)

同(松本幸男君紹介)(第一七二四号)
医療保険制度の改善に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第一七二五号)
こどもの国協会の存続等に関する請願外二件
(伊藤茂君紹介)(第一七二六号)
医療保険制度、老人医療制度の改悪反対等に関する請願(島田琢郎君紹介)(第一七二七号)
同(関晴正君紹介)(第一七二八号)
栄養士法の一部改正に関する請願(田口一男君紹介)(第一七二九号)
未帰還者・帰国者特別援護の法的措置に関する請願(染谷誠君紹介)(第一七三〇号)
同(野呂恭一君紹介)(第一七三一号)
同(一件(飯仲義彦君紹介)(第一七三二号)
腎臓病患者の医療及び生活改善に関する請願(平石磨作太郎君紹介)(第一七三三号)
療術の制度化阻止に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第一七三四号)
医療保険制度、老人医療制度の改善に関する請願外一件(佐藤観樹君紹介)(第一七三五号)
健康保険の歯科医療充実等に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第一七三六号)
労働行政確立に関する請願(塚田庄平君紹介)(第一七三七号)
健康保険制度の改悪反対、良い医療制度の確立に関する請願(塚田庄平君紹介)(第一七三八号)
国民健康保険組合の存続強化に関する請願(川口大助君紹介)(第一七三九号)
労働基準法改悪阻止及び婦人の権利、地位の向上に関する請願(沖本泰幸君紹介)(第一七四〇号)
同(北側義一君紹介)(第一七四一号)
同月十二日
総合的結核対策の確立等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一八一三号)
健康保険制度の改悪反対及び医療、福祉の改善に関する請願(浦井洋君紹介)(第一八一四号)
療術の制度化促進に関する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一八一五号)

医療保険の改善に関する請願(辻第一君紹介)(第一八一六号)
医療保険制度の確立に関する請願(不破哲三君紹介)(第一八一七号)
医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(柳利夫君紹介)(第一八一八号)
同(大内啓伍君紹介)(第一八一九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第一八二〇号)
同(金子満広君紹介)(第一八二二号)
同(柳利夫君紹介)(第一八二三号)
同(一件(不破哲三君紹介)(第一八二三号)
同(中島武敏君紹介)(第一八二四号)
同(松本善明君紹介)(第一八二五号)
同(山原健二郎君紹介)(第一八二六号)
同(渡辺貢君紹介)(第一八二七号)
医療保険制度、老人医療制度の改悪反対等に関する請願(金子満広君紹介)(第一八二八号)
医療保険制度等の改善に関する請願(辻第一君紹介)(第一八二九号)
同(渡辺貢君紹介)(第一八三〇号)
年金、医療制度の改悪反対等に関する請願(小林政子君紹介)(第一八三二号)
未帰還者・帰国者特別援護の法的措置に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第一八三三号)
同(梶山静六君紹介)(第一八三三三号)
同(栗田翠君紹介)(第一八三四号)
同(平泉涉君紹介)(第一八三五号)
同(松永光君紹介)(第一八三六号)
こどもの国協会の廃止、民営化反対等に関する請願(安藤巖君紹介)(第一八三七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第一八三八号)
同(浦井洋君紹介)(第一八三九号)
同(金子満広君紹介)(第一八四〇号)
同(栗田翠君紹介)(第一八四一四号)
同(小林政子君紹介)(第一八四二二号)
同(柳利夫君紹介)(第一八四三三号)
同(寺前巖君紹介)(第一八四四四号)
同(一件(中路雅弘君紹介)(第一八四五五号)
同(中島武敏君紹介)(第一八四六六号)

同(野間友一君紹介)(第一八四七号)
同(林百郎君紹介)(第一八四八号)
同(東中光雄君紹介)(第一八四九号)
同(不破哲三君紹介)(第一八五〇号)
同(藤田スミ君紹介)(第一八五一号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一八五二号)
同(正森成二君紹介)(第一八五三号)
同(松本善明君紹介)(第一八五四号)
同(三谷秀治君紹介)(第一八五五号)
同(義輪幸代君紹介)(第一八五六号)
同(村上弘君紹介)(第一八五七号)
同(四ッ谷光子君紹介)(第一八五八号)
同(渡辺貢君紹介)(第一八五九号)
学童保育の制度化等に関する請願(不破哲三君紹介)(第一八六〇号)
同(渡辺貢君紹介)(第一八六一号)
婦人の地位向上、労働基準法改悪反対等に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第一八六二号)
医療保険の改悪反対及び老人医療制度の改善に関する請願(野間友一君紹介)(第一八六三号)
健康保険、老人医療、公費医療制度の改悪反対等に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一八六四号)
労働行政確立に関する請願(浦井洋君紹介)(第一八六五号)
同(小沢和秋君紹介)(第一八六六号)
同(野間友一君紹介)(第一八六七号)
健康保険制度の改悪反対、良い医療制度の確立に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一八六八号)
国民健康保険組合の存続強化に関する請願(阿部文男君紹介)(第一八六九号)
同外五件(川田正則君紹介)(第一八七〇号)
同(中村正雄君紹介)(第一八七一号)
同外四件(藤井勝志君紹介)(第一八七二号)
同外三件(村岡兼造君紹介)(第一八七三号)
は本委員会に付託された。

十一月十一日

福祉対策の推進に関する陳情書外五件(広島県議会議長大山司外五名)(第九七号)
市町村社会福祉協議会の法制化に関する陳情書外二件(青森県上北郡下田町議会議長沢頭好規外二名)(第九八号)
戦後強制抑留者の補償に関する陳情書外五件(泉南市議会議長田中喜左衛門外五名)(第九九号)
高齢者医療保障制度に関する陳情書外四件(宿毛市議会議長増田次男外四名)(第一〇〇号)
病院診療報酬の改定に関する陳情書外一件(黒石市大字大板町四六石川惟愛外一名)(第一〇一号)
健康保険法改正に関する陳情書外六件(北海道松山郡江差町議会議長木村義信外六名)(第一〇二号)
在日朝鮮人に対する国民年金の適用に関する陳情書外二件(土佐清水市議会議長宮村今日吉外二名)(第一〇三号)
国際障害者年における障害者施策の充実に関する陳情書外十件(愛知県議会議長竹下喜兵衛外十名)(第一〇四号)
原子爆弾被害者等の援護法制定に関する陳情書外五件(若手県神奈川郡石島町議会議長横田和雄外五名)(第一〇五号)
一般廃棄物処理施設整備事業に対する国庫補助制度の強化等に関する陳情書外一件(中国四国九県議会議長副議長代表島根県議会議長桐田晴喜外十六名)(第一〇六号)
小児腎臓病患者救済に関する陳情書(日向市議會議長柏田利彦)(第一〇七号)
民生委員の活動交付金等増額及び定数増措置に関する陳情書(鹿児島市議會議長藤野光盛)(第一〇八号)
全国ハンセン氏病療養所に関する陳情書(東京都東村山市市長熊木令次)(第一〇九号)
墓地埋葬等に関する法律に基づく申し立てに関する陳情書(神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一六〇〇常盤辰蔵)(第一一五八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出第五号)(参議院送付)

○山下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤茂君 いま議題となりました、こどもの国法案について質問をいたします。

本法案は参議院で、すでに先議をされ衆議院に送付をされておりますので、詳細に議論をするのも本委員会の機会だけということであろうと思えます。法案の内容を見ますと、いろいろ考えさせられることが多いわけでありまして、設立のときの議事録を読んでみますと、現総理である鈴木善幸さんが厚生大臣当時の昭和四十一年に設立、そして、いま鈴木善幸さん内閣のもとで、この法案が出されている。この十五年間に時の移りとい

いますか、政府の政策の変化ということを考えさせられるわけがあります。具体的な内容に入ります前に恐縮ですが、全般的な姿勢について大臣の所見を実は伺いたいわけでありまして。

それは二つの視点が考えられるわけでありまして、一つは、こどもの国を利用しての広い意味での地元の人たちの気持ちであります。こどもの国所在地は実は私の家のすぐそばでありまして、近くの子供たちも年じゅう、ここで楽しんでるわけでありまして。古い方々からもお話を伺いますと、何か昭和十二年ごろに当時、民間の所有地であったものが国家総動員法で軍部から強制買上げになって、陸軍の兵器庫、火薬庫、弾薬庫になりました。何か、つくるときには当時の中学生も学徒動員で働きまして、二人か三人の途中で死

人も出しているとかいうこともあったようであります。その国家総動員法で、この土地が強制買上げされる前の地権者のお年寄りの方々に地元で話を聞くわけがあります。そういうお話をいろいろ伺いますと、昭和四十年に皇太子御夫妻を迎えて、皇太子御成婚記念ということでオープンしたわけでありまして、旧地権者の人たちに、子供にとつていい設備として発展するように願っているという話を聞くわけでありまして。また最近、子供を中心に年間百二十万人利用している。これはふえることはあっても減ることはないだろうと思えます。十五年間ですから、最初に、こどもの国で遊んだりした人たちはもう成年に達している。そういう人たちに、こどもの国に出る場所でありまして、それを利用した人とか地元の人たちなどからしますと、全国でも貴重な存在として、この施設がますます健全な青少年のために発展するようにお願いをしたい、なぜ、これが特殊法人の統廃合整理ということと第一号に指定されるのだろうか、とても理解がいかないという気持ちが強いわけでありまして。

それからもう一つ私、考えますと、八〇年代から二十一世紀を展望するというならば、今後の日本の社会をどう考えるか、そういう面から見ますと、いづれにせよ国民の生活の質の向上とか福祉の社会とか心の豊かさとか、そういう意味での教育、文化設備の充実を求めることが、今後の社会の大きな課題になってくることであろうと思えます。ちよつと古くなっておりますが新経済社会七カ年計画の趣旨を読んでも、先般の鈴木総理の施政方針演説などを伺いまして、あるいは中曽根行管長官の話を伺いまして、強調されているわけがあります。そういう意味からいいますと、ほかに厳しい財政事情があつても青少年を大切にしていこうというのが、これからの社会に求められる筋合いではないだろうかというふうに思うわけでありまして。私は何回か北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国を訪問したのですが、どのこ

町へ行きまして、一番大きな建物は学生少年官
殿、大臣は外務大臣でございましたから御承知だ
と思います。それから子供は王様というのが合
言葉になっていて、これは将来に向けて非常に希
望のある楽しい話だと思われまして、
そういう時代として八〇年代を、今後の時代を展
望したいという気持ちがあるわけでありまして、
そういう二つの視点からいまして、厚生省の
方で、今後の福祉あるいは青少年のための、青少
年を大切にするような方向というものを一体どう
お考えになって、この法案を出されたのだろうか。
青少年問題、福祉に見識を持たれていて大臣です
から、まず、そういう一般的な御所見を最初にお
伺いしたいと思います。

○國田國務大臣 このものを国を民営化すること
について、お願いをしているわけでありまして、
も、いま御指摘になりましたように第一は急速に
高齢化する社会構造をなめるにつけても、子供
の健全育成はきわめて重大でありまして、まさに、
いまの子供がどのように動かし、よって国の運命
は決する、こういうことであることは御指摘のと
おりであります。かつまた、いままでやってきた
子供の健全育成の場所、その地元、従業員、こ
ういう方々のいろいろな心の動揺等も御指摘のと
おりでありまして、私も十分深く考えるところで
ございます。民営化したとしても、国そのものは
従来どおり監督及び助成については引き続きこれ
を行うこととして、民間の活力を積極的に導入し、
より弾力的、効率的運営を期待をし、国の果たす
べき義務は、なるべく従前どおりにして、そうい
う御懸念の点にこたえたいと考えておるわけで
ございます。

○伊藤(茂)委員 伺いました大臣のいまの御所見
の中でも、子供の将来は国の将来にとって非常に
重大であるというお話がございましたが、そうい
う方向に向けて、この法案がふさわしいのかどう
か、具体的に、これから伺いをさせていただきます
と思います。
まず具体的な問題として第一に伺いたいのは、

今回、厚生省が行政整理、特殊法人の廃止、解散
ということ、なぜ、こどもの国が第一目標にな
ったのかということでありまして、厚生省とい
ましては福祉を担当する部面でありまして、私
は、それなりの見識も哲学もおりになるのでは
ないだろうかと思ひます。そしてまた、ほかのこ
とで、がまんをしても青少年の施設を大切に
いこうということをも主張されるべき立場のお
役所ではないだろうかと思ひます。そして、
そういう意味では、いわゆる行政効率論とかい
うことだけから考える立場とは、若干、筋が違
うのではないだろうかという気がするわけであり
まして、そういう意味で疑問に思われるわけあり
まして、いま厚生省の所管に係る特殊法人が幾
つかある。そうして、その中で、なぜ、こども
の国が第一目標になったのかということの説明
をしてくださ

○金田政府委員 まず厚生省所管の特殊法人とい
うことは現に八つあるわけでありまして、
その名称は社会福祉研究所、環境衛生金融公庫、
医療金融公庫、社会福祉事業振興会、心身障害者
福祉協会、こどもの国協会、社会保険診療報酬支
払基金、年金福祉事業団、以上でございます。
なお、このたびの行政改革でございますが、行
政の各般にわたって徹底した簡素化、効率化
を進めることをねらいとしております。その
具体的な方策といたしまして一つに特殊法人の整
理合理化があるわけでありまして、今回の特殊法
人の縮減につきましては、厚生省所管のそれぞれ
につきましまして、いろいろ検討されたわけで
ございますが、その結果こどもの国協会の廃止に
踏み切りましたのは、こどもの国協会につきま
しては、類似の事業が民間でも行われておりま
して、事業の内容が民営化になじむこと等に着目し、公益的
な民間法人に業務の運営を行わせることとした
わけでございます。今回の特殊法人の整理とい
ましては廃止、統合、民営化、この三つがある
わけでございますが、そのうちの民営化になる
ということでございます。

○伊藤(茂)委員 先ほど大臣の方から、民営化を
いたしましてメリットが生まれないように努
力をいたしますという趣旨のお話がありまし
て、また、いま局長の方からは、八つ厚生省所
管の特殊法人がある中で民営化になじむという
趣旨のお話がありました。
それでは、そういう方向に果たしてメリットが
あるのかメリットがあるのかということ、さ
らに今後これからの質問を通じて御説明を願
いというふうに思っておりますが、関連をしま
して行政整理に伺いたいのですが、昨年末、閣
議決定で行政改革、特殊法人の統廃合というこ
とが決定された、その一環として、こどもの国
協を今年度末に廃止をするというわけであり
ます。私は行政に伺いたいのですが、先般、本
議答弁などで中曾根長官のお話を伺いまして
も、今後の国民のニーズが多様化をし、変化を
する、それに対応するよう価値観をいいますか、判
断を持ちながら行政の効率化を進めなければなら
ないというようなことを大臣も言われていたわけ
であります。そういう意味からいいますと、この
法案に關係する昨年末の閣議決定以来の経過を
見ましても、特殊法人の削減の理由、統廃合の理
由というものが、何か一省一法人とか、数合
せ、その中で弱いものを血祭りに上げていこうとい
ふような気がしてならないわけでありまして、いま
政府側からも言われているような今後の国民のニ
ーズ、今後の社会を前提にしていることならば、
そういう数合わせではない考え方をベースに置
いたものが当然あるべきであらうというふうに思
うわけでありまして、昨年末に閣議決定をされま
してから内閣もわかりましたし、大臣もおわかりに
なりましたし、そういう望ましい方向に、ひとつ
大胆にお考えを変えてもいいんではないだろうか
と思ひます。その辺の経過を、どう
お考えになるのかということ。

た。ところが設立のとき、たとえば昭和四十一年
当時の議事録を読みますと、全然、当時の説
明は違つておりまして、当時の厚生省の説明
は、こどもの国の事業を民間事業とすると、その
性格上、商業遊園地的な安易な運営に流れやすい
ので特殊法人が望ましい。当時は国の直轄が特殊
法人かという形の議論になったようでありま
す。特殊法人であるべきであるという積極的な意
義を見いだされたわけでありまして、鈴木善幸さん
が厚生大臣から、いま総理大臣におなりになった、
この十五周年に、そのような御説明が逆転をする
社会的背景が経過が一体あったのかどうか理解に
苦しむわけでありまして、そこをつなかりを厚
生省の方からも、あわせて御回答願ひたいと思
ひます。

○増島説明員 お答えいたします。
特殊法人の整理統合を検討いたします場合に、
先生御指摘のような、その当該特殊法人がどうい
う性格の事業内容を行っているのかということ
は重要な検討事項の一つでございますけれども、特
殊法人の整理統合を検討します基本的な考え方と
いいますか、基本的には、ある特定の事務、事業
というものを前提として、その事務、事業を
どういう実施主体で行うのが適当であるのか、ま
た効率的な考え方ということでございます。これが
基本的な考え方でございます。したがって、いま
合によりましては国直轄でやるものもある、ある
いはまた二つの特殊法人のものを一つでや
つた方が適当であるという場合もござい
ますし、あるいはまた民間の非常に発達したシス
テム等もあつて民間の能力を活用する、民間の英知
を活用して民間にゆだねる、そういうものもある
というわけでございまして、今度の、こどもの国に
ついては、そのような御判断が基礎にあるという
ふうに考えております。

○金田政府委員 今回、私どもが、こどもの国を
民営化した方が効果的であると申しますのは、ま
ず第一には理事の増員、それから新たに評議員会
を設けることによりまして民間の英知を結集した

しますとともに、関係団体の協力体制をより強化することにより、こどもの国の運営について、さらに弾力的、効率的な運営を導入し、利用者に対するサービスの向上を図ることが期待できるといふのが第一点でございます。

また第二点といたしましては、特殊法人の場合には決算、寄付金の受け入れ、役員の任命等につきまして厚生大臣の認可、承認を要するなど厳しい監督下に置かれておりますが、民営化によりまして、これらの手続が不要となり法人の自主性に基いた迅速な処理が行われ、また子供たちの期待、需要に適宜、対応するための自由な企画運営の実行が期待できるといふことでございます。

なお実態につきましては、先ほどからお伺いいたしまして先生よく御承知のようでございますが、一つには、おかげさまで毎年入場人員が百万人をすでに突破いたしまして、これが恒常的になっております。そういうことで経営も安定してまいっておりますし、それからまた、その後、地方におきまして、こどもの国というような名前のもので、私どもの知っておる範囲でも七つばかり各県にできまして、社会福祉法人あるいは公益法人による設置が行われております。こういったものも非常に運営されておりますので、そういった点を見ましても民営化することは、その後の社会経済情勢の推移から見まして必ずしも不適当ではない、そういうように判断したわけでございます。

○伊藤(茂)委員 御両所とも御説明の方は決して切り捨てとか後向きではないというふうな御趣旨であります。前の議事録と比べて読んでみますと、これは一目瞭然でありまして、四十一年設立當時には青少年の未来のために、いかに、こういうことが大事であるか、また当時、厚生大臣鈴木善幸さんも、こういうことを、この一カ所だけではないで、さらに広めていく姿勢を持すべきではないかというふうな姿勢を述べられていたわけでありまして、今度提案された廃止されようとする法律の提案理由の中身を見ますと、理由はただ一

つ「特殊法人の整理合理化を図るため、こどもの国の廃止云々、これをやる必要がある」ということですね。短い文章ですから、いま答弁になったようなことを全部書くわけにはまいらぬということかもしれないけれども、十五年前といふと、法案の提出、その中身を比べると、私はまことに対照的な気がいたします。もし大臣や局長が前述べになったような姿勢ならば「特殊法人の整理合理化を図るため」という、ただ一点の理由ではなくて、もっとやはり青少年の将来のための施設を大切にしていこうという気持ちであらわれるようなことがあつてしかるべきだと思ふのですが、実はそうではないわけでありまして、

私は、とにかく現実問題として施設にとつても、それから、それを利用しての百万人以上の人たちにとつても、メリットがあつてもデメリットでない方向にいくべきではないだろうかということも、幾つか確かめたいと思ふのでありますけれども、その前に関連して大蔵省にもひとつ伺いたい。これは意地悪で言うわけではありませんが、事実です。

これも設立の当時の御説明では、国有地、こどもの国のあの土地を民間法人に無償貸与することは不可能なので、その意味から特殊法人として国が大きな責任を持った形でなさるべきである。設立、運営をなさるべきであるというふうな理由が述べられているわけでありまして、これも十数年にして当時の説明と逆転する方向に、どうしてなられたのか。今度の法律にこのような内容を盛り込んで、特別の法律をつくつて貸与するという今回の法律の趣旨とは、ずいぶん違うわけでありまして、この辺、厚生省から頼まれて仕方がなく、国の方針でやらなくちゃならぬから無理して、こういう法律の取り扱いを考えられたのか、その辺のこと。

それから、この法律によりすれば期限はないわけですね。運営上、監督その他、幾つかの条項はございますが、それに抵触しなければ、これは無期限に、いまのようなことがなされるという趣

旨ではないかと思ひますが、そのような将来の見通し、取り扱いの問題。それから、まさかとは思ひますけれども、大蔵大臣も財政危機の打開、そして特殊法人からも利益を吸い上げるとか、国有財産をどうするとか盛んに御努力をなさつていらっしゃるやうでありますから、これから財政再建期間中に、さらに窮地に陥つておられるか、苦しい状態の中で少しお金を出せとか有償にいたしなさいとか、あるいは少し買えとかというふうな話は、まさか起きないだらうと思ひますが、経過と今後の姿勢を大蔵省の方から御説明願ひます。

○山口説明員 いま御質問が三つござりましたわけ、一つは設立当初の経緯についてでありますけれども、従来から大蔵省の国有財産は、出資をする場合には特殊法人または認可法人についてでなければできない。したがって、こどもの国協会をつくる際には特殊法人、認可法人にしたいだいで出資をしたといういきさつがあります。無償貸し付けにつきましては法律に定めがありまして、主として地方公共団体に貸すことになっておりまして、地方公共団体以外のものでしたは、たとえば社会福祉法人であつても、知事または市町村長の委託を受けた保護または措置の用に施設をつくるなどの用地は無償貸し付けすることができるといふ規定がありますけれども、こういう場合には民間団体、民間法人である社会福祉法人に無償でお貸しすることができなくなつております。ただ、これはあくまでも法律上厳しい限定ということ規制がございまして、無制限に、そういうことをすることはできないということになつております。

今回、閣議決定によりまして、厚生省の方と御相談をいたしまして国有地を無償貸し付けしようというところに至りました経緯は、こどもの国協会及び、その運営をしておられる、こどもの国が非常にうまくいっておられるので、新たな負担を生じさせないような方法で今後も事業を継続していきたいという強い御希望がありましたので、そういうことになるとすれば、民間の法人になつて新

たな負担を生じさせないということであれば、本来は、うちは無償貸し付けできないのですけれども、特別立法によつて、たとえば日本遺族会等の前例などもありますので、それと同等の法律上の厚生大臣の監督というか、あるいは規制というか、そういうものを定めて、それを守つていただければ、やむを得ないのではないかとこのように考えて、無償貸し付けを法律上認めることにしたわけでございます。

それから第二点の期限がどうなのかということでございます。これは法律上は無償貸し付けをする場合について期限をどうするかという規定はございせんけれども、一応、国有財産の取り扱いといたしまして、実務上は契約期間五年というの契約書上は書いてございまして、これはあくまでも一応の契約上の区切りをつけるという意味でございまして、国有地いまだ何百件と全国に無償貸し付けをしてあります。一番多いのは公園、緑地それから学校その他、無償貸し付けは非常にたくさんありますが、これは一応全部、大蔵省の標準書式という契約書の書式を統一しております。そこで一応五年と書いております。ただ五年参りまして、使用されていの方は事情の変更がない限り、更新してほしいというのが通例でございまして、その場合には法令に違反するとか、あるいは、たとえば厚生大臣の監督あるいは指揮命令に服しないといった特別の事情がない限りは自動的に更新を認めていくということになつております。これは学校、公園、緑地その他、国有財産の無償貸し付けを認めている例と全く同じように取り扱いたい、こういうふうな思つております。

それから最後の、財政再建の折から、買入などということになるおそれはないのかという御懸念でございます。これは確かに現在には国有財産を売却して財源を調達しようという声は非常に強いのでございまして、私も大蔵省の中で国有財産を扱つていられる者としていたしましては、国有地だからといって土地を売るといふことは本末転倒であ

る、土地というものは、一たん売って今度買う場合には、買えない場合がありますし、買おうと思つても売った値段の何倍もの価を出して買わなければならぬ。そうすると一体、財政再建というものは何のためにやるのかという根本的な疑問が出てまいりますので、国有地はできるだけ売らないで、特に、こういうふうな公用、公共に使われていて皆さんが非常に評価してくださつておられるものについては売らないでやつていきたい、現在、そういうふうな考えております。

○伊藤(茂)委員 行管庁、大蔵省、これだけで厚生省の方に一つ伺いたいのですが、昨年でしたか、国際児童年にちなんで、こどもの城の計画があつて、いま具体化をされておるようでありまふ。国際児童年にちなんで東京でございしたか、最初のこどもの城を設立する。これはちやうど皇太子殿下の御成婚のときに、国が大きな責任を持つて、こどもの国をつくられたのと同じみないな考へであります。片つ方では、こどもの国の方は民営福祉法人という取り扱いをされておる。片つ方では、こどもの城を設立しよう。つくると自体は大賛成なんです。何か取り扱ひの面で、ぎくしゃくしたような違ふような感じがするわけでありまふ。片つ方では国の責任で新しくつくつていく。片つ方では民間に移していく。これは矛盾しませぬか。

○金田政府委員 ただいま先生おっしゃいました、こどもの城でございますが、これは青山に買ひ取つた土地でございます。目下、建設の作業をいたしております。この建設費につきましては児童手当の特別会計の福祉施設費を用ひまして、この財源は全額事業主負担でございます。これは大昭和五十九年ないし六十年ごろに完成いたすわけでございますが、これが完成した暁におきましては、もちろん国立国営といふことではございませんで、民間団体に経営を委託するといふ形になろうかと思ひます。そういう意味におきまして、こどもの国の場合と同じような形になるのではな

いかと思つております。
なお、いずれにいたしましても両方とも児童の健全育成を図るための、片方は屋内を主とした、片方は屋外を主とした施設でございます。

○園田国務大臣 ちよつと一言、私から申し上げたいと思ひます。
非常に言葉やさしく質問をしておられますが、なかなか急所をついておられますので、答弁者側から申し上げますと、不幸なことに最初この問題が特殊法人がいかんか民営がいかんかという議論になつておりました。その際、特殊法人でなければ、うまくいきませんという一貫した主張をして、それが通つて今日まで来たものであります。それを、いまになつてから急に、いや民営の方が結構でございますということは、どう、うまく組み立ててみても理屈が通らないわけでございます。答弁すればするほど伊藤先生から笑われるようなことになるわけでありまふ。

これは、いま事務局なり私が答弁しておることは御意見のとおりではありますけれども、特に政府部内における社会経済情勢の変化から来た、やむを得ざる情勢に立ち至り、したがつて厚生省としては、いろいろ考へた末これが一番無難である、しかも、これならば特殊法人の場合とほとんど変わらないようにやる自信がある、こういうことになつた窮余の策でございますので、それを前提にして事務局の御答弁をお聞き願へればありがたいと存じます。

○伊藤(茂)委員 大臣、大変率直に本心を言われましたが、私は冒頭に申し上げましたような気持ちから、賛成するわけにはまいりませぬ。何か、もつと可能な方法を、いろいろな形で、未来を担う青少年のために努力していく。行政整理か財政再建か、その同じ流れ全体でこれを扱うのではなくて、明治維新以来のわが国の発展の歴史を見て、も教育と子供の問題ですから、これが今日の日本を築いてきた大きな基礎になつておられますので、ほかのことは厳しくても、これは大事にしていこう。国民全体に増税攻勢もございすけれども、

いろいろ厳しいことがあつても、何か一つは明るい気持ちを抱かせるということが望ましいという気持ちであるわけでありまふが、せつかくの大臣の率直なお話でございますので、それでは具体的にデメリットを生まない、さつき民間の活力とか効率、迅速の運営とか幾つか言われましたが、この際デメリットを見出しにくいという真剣な中身と姿勢が当然あるべきではないだろうかというふうな思ひわけでありまして、その方向について数点、伺わせていただきたいと思います。その前に、局長から、さつきもお話ございましたが、民営にした方がより効果的と言へば、ちよつと大げさなものでしょうけれども、大臣も言われましたように諸般の事情によつて、やむを得ない措置であつても、より効果的に、デメリットを生まざるデメリットを生んでつくり出していくということですね。これは参議院の議事録を見ましても何か四点左右から五点左右言われているようでありまふが、それをちよつと整理して言つてくださいますか。

○金田政府委員 先ほども、ちよつと申し上げたわけでございますが、今回、私どもが予定いたしておりましたのは特殊法人から社会福祉法人に切りかえるわけでございます。社会福祉法人というところになりました場合には、特に団体の構成でございますが、理事は現在四名でございますが、厚生省の準則によりまして六名以上ということになつております。また評議員会を新たに設けることになつております。また評議員会の定数は理事の倍数以上ということになつておるわけでありまふ。もちろん現在の役員の方々が設立の中心になられるわけでありまふが、新たに増員されまふ方々につきましては、できるだけ民間の関係団体の協力を要請できるような線でお願ひいたしたいと私どもは思つておるわけでございます。そういうことによりまして周辺のいろいろの御意向もしんじやくでき、サービスの向上につながるのではないかと思つておるわけでございます。

それからまた実際の事務手続上でございますが、特殊法人は先生も御承知のように、決算から

寄付金の受け入れ、役員の任命等まで厚生大臣の認可とか承認がありまして、非常に厳しい監督下にあるわけでございますが、民営化になりますと、これらの手続が不要になります。予算、事業計画の認可につきましては、その膨大な百万平米にも及ぶ土地を無償で貸し付けを受けるわけでございますので、その目的のつとめて児童厚生施設として機能しているかどうかをチェックするため認可があるわけでございますが、こういったものを除きますと手続も非常に簡素化されまして、そういう意味で自由な企画運営の実行が期待できるわけでございます。

また、その他お尋ねがございましたら、お答え申し上げます。

○伊藤(茂)委員 いま局長が大きい二つ言われましたから、私も、一つは経営、経済的な面から見てもデメリットが生まれないのかということ、それから局長は最初に、民間の活力、協力を得て、よりよくしていきたいということを言われましたが、そういう意味での今後の運営組織の問題と、両面から伺ひたいと思ひます。

まず最初は経済面、経営面の問題であります。私は何ほ考へてみても、これはデメリットはあつてもデメリットは一つもないというのが冷厳なる現実ではないだろうかというふうな思ひわけでありまふ。

まず最初に伺ひたいのは税金の問題ですが、税金は一体どのくらいかかるのか。内容を見ましても、特殊法人から民間の社会福祉法人になることによつて法人税、住民税、事業税などが、それぞれ新しくかかつてくるということになるわけでありまふ。協会の収支内容を見ますと、関係者の努力で、だんだんよくなつておるのですね。だんだんよくなつて収支差額は黒字で、だんだんふえておる状態になつておる。それそれ現時点で五十四年度までは明らかになつておると思ひまふが、最近たとえば三年間ぐらいの、この収支差額がどうなつておるのか。それから、それに基づいて、昭和五十四年度でも五年度でも結構ですが、

いま払っている税金の額。それから、この法律改正によつて払うべき額、これが幾らになるのかということを説明してください。

○金田政府委員 まず最近の収支差でございますが、五十二年におきましては二千五百五十七万九千円、五十三年度が二千五百五十二万円、五十四年度が五百七十八万円、これが収支差と申しますか黒字額ということでございます。

なお税金の面でございしますが、ただいま申し上げましたように五十四年度の決算の場合でございますと収支差は五百七十八万円でございますが、民営移管に伴ひまして課税額がどうなるかということを試算いたしますと、約二百七十万円ということでございます。

以上でございます。

○伊藤(茂)委員 何か、この四月の段階で参議院で審議があつた場合に、現在百二十万、それが千二百万、十倍ぐらひになりますという話があつたのですが、これは違ひですか。

○金田政府委員 ただいま先生のお尋ねは五十三年度の場合のことではないかと思ひます。私ただいま申し上げましたのは最近の数字を申し上げたわけでございますが、五十三年度の決算におきましては収支差は二千五百五十二万円でございますが、これにつきまして民営移管後ということで課税額を試算いたしますと、約一千二百六十万円ということになるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 年度によつて現制度で払うべき税金と、変わった場合に払うべき税金との差額、大分、大小もあるようですが、五十三年度ベースで言いますれば十倍になる。それから今日の収支、今後どうなりますか厳しくなると思ひますが、それにしても非常に高い倍率の税金の増加があるというところになるわけでありまして、これは現実問題、新たなデメリットの分、新たな負担の分は、これを移管された場合、経営努力か、あるいは労働者の犠牲か、サービスの低下か料金の値上げかというところになつてくると思ひますが、国の方で責任を持たれるというふうな考えはありますか。

○金田政府委員 元来、こどもの国の事業は収益を目的とするものではございません。したがひまして税負担が生じまして、そう大した額ではないわけでございますが、万一将来におきまして、その税負担によりまして法人みずからが行つておりますような施設の補修等が行えないというような事態が生じた場合におきましては、必要に応じて国の助成を行うということを検討してまいりたいと思ひております。なお現在も助成は、もちろん行つておられますが、さらに、そういつた点についても考えてみたいと思つておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 いまやつておる一億円近くの設備の助成、そのほかに、こういう状態で起つてくるものについて何かの形式で考えたいということとを言われましたが、これが移行されれば、現実五十六年度から、こういうデメリットが生まれるわけですから、これ全体について温かい配慮をするというお気持ちがありますか。

○金田政府委員 ただいま申し上げたとおりでございます。

○伊藤(茂)委員 もう一遍言つてください。

○金田政府委員 現に運営いたしております事業の、将来にわたりますしても職員の出遇等に不安が生ずることのないよう、ただいま申し上げましたような意味の必要な助成等について十分配慮してまいりたいと思ひておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 それは現実には税金の面で何百万か一千万か知りませんが、一定のデメリットが生ずる、それについて、ちよびつとぐらひですか、それとも半分ぐらひですか。ほとんど全額ぐらひ国の方で考えなければならぬ。これは法案が通つたら来年四月一日で変わつてくるのですから、抽象的ではなくて一体どのぐらひの気持ちを持つて、やつていくのか。これは法案がもし不幸にして通つた場合には、もう来年度の予算要求その他含めて、いますぐ、あなた方がやつていか、やらなければならぬことでは、抽象論ではなく、お答えください。

○金田政府委員 ただいま申し上げましたのは、こどもの国といたしまして黒字になつた場合ということでございますが、黒字になつた場合の税金のことでございますが、しかし臨時応急等のいろいろ補修等に必要の場合に、法人自体といたしまして、これを賄ふことができないというところがございまして、私どもとして先ほど申し上げましたようなことを十分考えてまいりたいと思つておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 十分考えてまいりたいということですから、それ以上、具体的に何ぼ持つてかまでは、やめておきましょう。これは現実問題のデメリットの面です。大臣のお気持ちを伺つておきたいのですが、いづれにしても、こどもの国の収益にかかるといふのは、高級料亭でうまい物を食つてかかる税金と違ひなわけですね。子供は小学生百円、自分のお小遣いで日曜日には、こどもの国にみんなど行こうと思つておるわけですから、子供の小遣いから税金を取る話なんです。ですから、いままでは解除されていた税金がかかる、法律的システムはそうだろうと思つておるわけですね。小遣いに入る料金ですから、子供の小遣いから税金を巻き上げるみたいな姿勢は望ましくないと思ふのです。

それから今後を考えると、渡辺大蔵大臣、大変強靱に今後の増税の必要性を説いておられるようでありまして、先般の政府税制調査会の答申なども見まして、いろいろな形で増税が必要であるものも採用されるとすれば、サービスその他の料金にも課税されるということもあり得るかもしれぬということになつてまいるわけでありまして、ですから税法をこまかくわけにいきませんけれども、それでは子供の小遣いから税金を多額に取るようなことはやるべきではないと思ふ、子供の払う料金で運営されるところにデメリットを生まないように、福祉と青少年の将来に見識と責任を持たれてゐる厚生大臣の措置があつてしかるべきではないだろうか。その辺の御所見はいかがで

ございましょう。

○園田国務大臣 数々の御指摘のとおりでありまして、こども民営移管した場合にいろいろ問題があるものは、全力を挙げて、これを補てん、調整をして、いまと変わらないようにするのみならず、他の児童に対する諸問題は、さらに積極的に行ふというのには当然のことである。したがひまして、まず子供さんの入園料であります。四年間は据え置き、上げない。それから、もう一つは税も、おつしやるとおりに、これは他の営利的な事業とは違ひなわけでありまして、これに対する税及びその税を含めて、種々の補綴であるとか補修であるとか新しい施設をつくる、こういう場合に支障がないように、助成金の方で賄えるように十分その点は、いまの御指摘を補えるように全力を挙げる覚悟でありまして、今年度も明年度の予算で助成金をすでに予算折衝でやらしてあります。

○伊藤(茂)委員 大臣から入園料を四年間は上げない方針と言われましたが、これは局長いかがですか。設立以来、経過を見ますと大体四年に一遍ぐらひのサイクルで上がつておるわけですね。前は、たしか五十一年度ではなかったかと思ひますが、大体そのサイクルからしますと、ことし上がるか来年度上がるか、ことしは上がらなかつたわけであるから、来年は新法人に切りかえになる時点になるわけですね。一番利用するのは夏休みですから、その前等が考えられるのじやないかと思ひますが、そういたしますと今後ともデメリットが生まれないようにということと今後ともデメリットが従来のサイクルの経過からすれば、どうしても五年目あたりで来年になつてしまふわけですね。設立の新法人に移管のときに、従来の四年か五年のサイクルで来年ということにするのですか。それとも、いろいろな努力をして、四年か少しぬけれども新法人になるとき自体には、もちろん値上げはしない、幾ら何でもこれはひどいですが、新法人になつた後も当分、値上げをしないように努力をされる、そういう意味でございましょうか。

○園田国務大臣 御指摘のとおり、もう四年に

なるわけで通常から言えば、そういうことかも知れませんが、切りかえのときには絶対に入園料の値上げはいたしません。のみならず当面これに据え置けることをお約束いたします。

○伊藤(茂)委員 わかりました。

それで、あと経営面について二つ伺いたいのですが、一つは、寄付金の受け入れ、民間の協力などについても、より機動的にできるというふうなお話があったと思いますが、資料を見ますと、いままでも毎年、少額の方も多額の方もいらっしゃるようですが、いろいろと、こどもの国の発展の方向に個人の寄付とかがあるようにありまして、私は大変ありがたいことだと思えます。そういう方向がいままでもあったわけでありまして、大規模に、そういうことを考えられるというところになるのでしょうか。その場合に、たとえば民間資本とか、どこから、ひもつきになるとかいう危険性はないのだろうか。そういう寄付金についてのポシビリティとリアリティですね。それから関連をして、商業的施設の導入になるのではないだろうか。一つ入ることにジェットコースターとかメリーゴーラウンドとか、お金を取られて、いわゆる商業的な遊園地になる危険性があるのではないだろうかということも地元その他で心配しているわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

○金田政府委員 ただいま御指摘の商業的遊園地というようなことは現段階で全く考えておりません。こどもの国を民営化すると申しまして、運営主体は社会福祉法人でございまして、こどもの国は児童福祉法上の児童厚生施設でございまして、そういう意味における種々の監督規定もございまして、民営化によりまして商業的施設が導入されるというようなことは今後ともあり得ないと考えております。

なお寄付金につきましては、従来も関係方面から御配慮いただいておりますが、特に今後、従前よりもよい導入するとか、そういったことはございません。

○伊藤(茂)委員 それでは、もう一つ新法人の構想、構成、運営をどうお考えになるのかというところを伺いたいと思いますが、その前段に現状、いままでの経過ですね。何か聞きますと、指摘をしてお恐縮ですが大変お年寄りの方も含めた、いままでの役員、理事の方々が勤めを果たされてきたというところのようでありまして。こういうメンバーの方々ですから、年に一遍か二遍どこかで集まって経過と決算を聞くとかいうことではなかったのだからかというふうな推定をするわけでありまして、いままでの役員その他どの程度、会議を開くとか御活動なさってきたのか。

それから、この法律によつて新しい法人を設立するということになれば、提案の趣旨では五十六年四月一日を期してということになるわけでありまして、その準備を、先ほどお話のございました民間その他機関の協力を得てということになりますと、厚生省と、それからいまの役員、理事、監事の方々と申しまして、どこか九州の方の交通会社の社長さんとか、お忙しい証券取引所の理事長さんとかなどもいらつしやるようでありまして、精力的に取り組むというわけにはまいらぬでしょう。そうすると厚生省と園長さんと相談をしてやるといふことになりかねない。さつき局長がおっしゃった趣旨からすれば、準備の過程においても広く協力を得てという発想が生まれてくるということではないかと思ひますが、その辺はどう処理されますか。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

○金田政府委員 まず現在の、こどもの国協会の役員会等の開催状況でございまして、予算、決算等を審議いたします。そういった定例的なこととございまして、年二回程度でございまして。検討いたします事案は、それだけではございませんが、大体年二回程度というふうにお考えいただけますかと思ひます。

それから今後におきましては、先ほども申し上げましたように関係される地域の方々等に御参加

いただくことになるわけでございますが、いずれにいたしましても、ただいまはまだ、この法案の御審議をいただいている最中でございしますので、今国会を終わりますから、今後どのようにするかということも、一番事情を知っております現在のこどもの国協会の役員とも相談いたしまして、できるだけ速やかに法人が設立されるように指導してまいりたいと思つておられます。

○伊藤(茂)委員 私が、いま質問しましたのは、私も基本的には反対でございまして、私どもは構想を伺つておられるわけでありまして、新しい法人に持つていかれる場合に、いろいろと、いまとは違つた、いま局長がおっしゃつたように一年に二回開会を開きますということとは違つた、たとえ無給に近い非常勤の役員でありまして、日常、愛情を持つて、こどもの国について、あるいは青少年の将来について活動されることが大変望ましいわけでありまして。そういう趣旨が生かされるべき準備の過程でも、そういう趣旨が生かされるべきではないかということでも申し上げたわけでありまして。さらに御所見があれば局長の話を伺いたいと思ひますが、この法案に関連をして、特に地元の気持を含めて一番伺いたいと思ひますのは、いまの役員の皆さんのシステム、年二回開会を開く程度とは面目一新をした、あるべき方向があるであろう。これは、この法律が通らうと通るまいと当然お考えになるべきことではないだろうかという気がするわけでありまして。

一、二お伺いしたいわけでありまして、一つは考え方でありまして。年間百二十万人、今後もっとふえるわけでありまして、たくさんの方が利用していただくわけでありまして。そしてまさに自然に恵まれた貴重な設備であります。そういうことを、みんな育てていく観点になりましたら、いままでの役員のシステムは、そもそもおかしいので、たとえば教育界の代表とか、神奈川でも横浜でも、東京なども含めて教育界の代表で、ふさわしい人はたくさんいらっしゃると思ひますのでありまして、そういう教育界の代表とか、あるいは児童福祉

社、青少年対策、そういうものを含めた見識のある専門家とか、あるいは利用者は子供ですから、いきなり、そういうことに参加するというわけにまいらぬかもしれないが、そういうことも含めた県や市の推薦する人、たとえば県知事や市長が推薦する、それにふさわしい人に御相談いただいて御参加いただくとか、それから、やはり子供のことはお母さんですから、東京でも、あるいは地元神奈川でもPTA連合会というふうな組織がございまして、見識のあるお母さん、御婦人の方がいらつしやると思ふのでありまして、何か、そういう意向が反映されるようなシステムであるべきであろう。そして、みんな愛情を持つて、いい子供の施設を育てる方向に持つていく、この法案が通らうと通るまいと、そうあるべきではないだろうかと思ふわけでありまして、その辺の考え方が一つ。

二つ目には、その具体化ということになるわけでありまして、これは社会福祉事業法が法律のベースになつて社会福祉法人が構成されることになると私は思ふのでありまして、そういう意味からいいますと、理事、評議員会という話がございます。恐らく、こういう規模ですから理事は八名とか十名とかいうぐらいの規模になるのではないかと、評議員は、その倍数以上ということですから二十名ぐらいになるのではないだろうかと思ひますが、その辺の枠組みを一体どうお考えになつておられるかということが二つ目です。

それから三つ目には、さつき申し上げた趣旨の具体化として、そういう中の多くの部分に、知事の推薦する人、市長の推薦する、こういう仕事に大変ふさわしい人、あるいは教育界の代表、子供の代表というか子供の代理代表、そういう方々、あるいは児童施設の専門家とか、また、こういうことの運営に明るい人も必要かもしれません、そういう構成を中心にして新しい理事、評議員というものが構成されるべきではないだろうかと思ふわけでありまして、いかがでございますか。

○金田政府委員 ただいま先生から御指摘いた

きましたように、新しい団体の役員構成といいたしましては、関係地方公共団体の推薦等もあるうかと思ひますし、また専門家、たとえば児童の健全育成関係の団体の代表者とか、そういった人たちの御参加をいただくことが、私も必要であらうかと思ひます。ただいま、いろいろ貴重な御意見を賜りましたので、私も十分そこあたり検討してまいりたいと思ひつゝいるわけでござい

ます。
なお、理事を何名にするとか評議員を何名にするかという点につきましては、関係者が集まりまして相談された上にならうかと思ひますので、現時点では何とも申し上げられないわけでござい

ますが、理事は最低六名というのが、厚生省の社会福祉法人の指導上も一応内規としてござい

ます。
それから、いままでの役員体制の関連から言え

ば、天下り役員、天下り人事、これはやはり、こ

ういう施設の性格からしても、ふさわしくないこ

たいと思ひます。
○園田国務大臣 非常に大事なところであります

ので、今後の構成、運営については、御意見にも

ありましたとおり各県、市、町の御推薦も受け、

利用できないということで、こどもの国自体の運

営にも実は関係してくるわけでございまして、運

算がとれていないということでござい

生も御承知のように五十四年度におきましては、東急に約一億四千三百万の御迷惑をかけているというところでございます。

そういうような現在の事情でありますことを御了承賜いたいと思うわけでございます。

○伊藤茂委員 事情は私も地元で、よく知っておりますから、いずれにしろ、いい町になるためにも、その中で、こどもの国が交通の便などを含めて利用しやすい、いい設備になるように、これは地元の代表の一人として私も努力していただいて将来の計画展望を考えていきたいと思っておりますので、その辺も、ぜひ配慮していただきたいというふうに思うわけであります。

特に、いままで経営、経済面、運営面についてお話を伺いましたが、まあ大臣、局長、とにかく法案の提出者ですから、提出をして法を通過してから、その範囲内では何とか、この法案を通してもらって悪くならぬようにしたいというお気持ちも言われているわけでありまして、やはり総合判定すればメリットよりはデメリットの方が大きい、特に経済面について、そう考えざるを得ないのじゃないか。今後、経済条件が厳しくなりまして、それから税制、物価その他を考えましても、決して明るい展望ではないというふうな実情は気がするわけであります。

もう一つ、残りの時間で伺いたいのは職員の問題であります。この法案の方向が閣議決定をされましたから、そこに働いておられる方々も非常に何か今後のことにつきましても危機感を持ち、心配をされているというのを伺うわけであります。まあ、ああいうところで、緑の自然の中で子供のために働いているという人たちがすれば、まさに寝耳に水だったかとも思いますが、今後のことについて、自分たちの身分のことについても、あるいはまた、こどもの国の今後のことについても非常に御心配をされる、きわめて私は当然のことであろうと思えます。それについて一つお伺いしたいのは、今回の民営化によって人員の削減ある

いは合理化、労働条件の改善などは行われることがないという保証は一体あるのかどうか。実は前の議事録を、資料を読んでいると、五十九名でスタートしたのですか、それで当時から、これから利用者が増えたと見えてくるということになるかと。百名近い人たちが必要ではないだろうかと。そういう御議論があったようではあります。現在何名ですか、四十八名とか伺っておりますが、そういうことを考えますと、削減しないとか職員の勤務条件を悪くしないなどは、きわめて当然のことではないかと。今後、利用者も現在百二十万人から増加傾向にあるのでありまして、現人員では、ぎりぎりの仕事をしている、経過から見ても現実からしても、そういうことではないだろうかと。そういうふうに思うわけであります。むしろ積極的に増員をして、円滑な運営と、いい施設にしていくということが求められているという状況ではないかと思いますが、どうお考えになつておりますか。

○金田政府委員 まず労働条件の問題でございますが、今回、御提出いたしております法案の第一条第三項の規定によりまして、雇用に関する権利義務を厚生大臣の指定する社会福祉法人に継承させることとしておりますので、雇用契約及び労働協約等を含めまして職員の労働条件等、処遇上の変更はございません。

なお、こどもの国は独立採算で運営されておりますので、利用者も百万人を突破いたしましたので安定した経営が行われておりますので、職員の処遇が今後におきましても低下することはないと考えております。

なお職員の数につきましては、ただいまお尋ねございましたが、この点につきましては先方も御承知のように現在四十八名の職員でございまして、業務の実態から見ますと、どうしても若干の増員があることはございまして、たとえば土曜、日曜等は非常に多いけれども平日は若干少ないというようないこともございますので、現に、たしか私の承知しております限りでは臨時職員等を使いまし

て、そこを適宜調整しているようでございます。今後とも運営上の支障がないように恐らく行われるものと確信しているところでございますが、現在、ただいま申し上げたような実態にございまして。

○伊藤茂委員 済みませんが、もうちょっと、はつきり前向きに答えてください。

現状では現在の人員では、もうぎりぎりという状態、それから設立以来の審議なり、あるいは皆様の御説明の経過を見ましても、五十九名でスタート、百名程度必要という御議論もあつた。入園者はその当時より、はるかに増加をしているというわけであります。まあ関係者も職員も一生懸命やっておりますので、まあ関係者も職員も一生懸命である。どの程度でできるかは、これが可決されればデメリットが生まれる経済条件ですから、非常に困難だろうというふうに思いますが、少なくとも、いまの状況からすれば増員の必要性があるという状況ではないかと思いますが、まあ低下することはないという程度のことではなくて、もう一つ親身になって局長、考えてください。

○金田政府委員 現在の職員は、ただいま申し上げましたように四十八名でございますが、これを、これ以上削減するということではなくて、ただいまお話しもございましたが、私は直接、経営いたしておりますので詳細には存じませんが、もし、そういう必要があればということ、私からも関係者に対しては、こういう先生のお話がありましては十分伝えておきたいと思っております。

○伊藤茂委員 局長は現地にいかれて事情もよく御承知だと思ふのですが、もうちょっと働いておられる方々の立場とかいうことを考えれば、前向きの姿勢があつてしかるべきではないだろうかと。そういうふうに思いますが、もう一つ伺いたいのは、移管した後の労使関係について、どういう措置をお考えになるのかということでありまして、経過を伺いますと、現在の中田園長と組合の委

員長と署名捺印をして、いろいろ団体交渉をされた後、確認もされているというふうにも伺いますし、それからさつき、お話がございましたが、現在の職員は、そのまま新法人に雇用される、労働協約は、そのまま新法人に引き継いでいく考えである、あるいは退職金その他などのことにつきましてもスタートのとき以降職員となった日から通算をされるかということも交渉されているようでありまして、その辺、今後の労使関係について取り扱いはどうなつておりますか。

○金田政府委員 ただいま申し上げましたように労働協約等につきましては引き継がれることになつておりますし、私どももいたしましては従来と実体は特に変わることはないかと考えておりますので、その点は御心配はないかと存じます。

○伊藤茂委員 それから、さつきも局長ちよつとお話もございましたが、夏休みに非常に忙しいとか、いろいろの繁忙の程度、季節などについての特殊な事情もあるようでありまして、それらを含めて、いい職場環境と、いい、こどもの国の運営等なされるように、ぜひ指導的な役割りを果たされるように希望をしておきたいと思ひます。

それから具体的なことで伺いたいのです。一つは協会の問題です。

関係者は、何か初代の園長さんなども含めて、いろいろと私財を提供してまで御努力をされてきたというふうな話で、大変りっぱな方ではないだろうかというふうに思うわけであります。いま新聞をおつくりになつて各学校に配られるとか、あるいはPRの御協力などいただいているようでありまして。

〔戸井田委員長代理退席、今井委員長代理着席〕

この関係者との御相談も皆々なされておられるのでありますけれども、今後、協力会というものは、さつきのお話にあつたオープンドアの運営構想とも関連をして、どういふふうになるようにお考えになつておられるのかということが一つ。それからもう一つは、きわめて実務的なことであります

が、皆様が提案をしている内容でいつた場合の新社会福祉法人こどもの国協会と申しますか、その資産というものはどうなるのでしょうか。いままでですと特殊法人こどもの国協会ですから全額政府出資、そして現物、土地を含めたものが大部分で資本金といいますが、資産内容が構成されるということになるわけでありませう。それから、これは国有財産台帳に戻るわけですね。無償貸付ですから、こどもの国の資産台帳には載らない。そういういたすと法案説明にございませうな、さまざまな物件とかいうようなことだけになるのではないかと気がしますが、皆様の考え方でいつた場合の社会福祉法人こどもの国協会の資産というものは、どういう構成になるのか、簡単に、その二つをお願いいたします。

○金田政府委員 こどもの国協力会でございませうが、従来こどもの国事業のための寄付金の募集とか、あるいはPRなどを行ってまいりましたものでございまして、先生御案内のように朝日新聞関係を中心として、先生御案内から非常に御協力をいただいているわけにございませう。したがって、民営移管後におきましても協力会は従来と同様に、こどもの国事業の運営に協力をしていただくよう指導してまいりたいと思っております。

次に、民営移管後における新法人の資産の問題でございませうが、今回御提出いたしております法案の第一条の規定によりまして土地及びこれに定着する立木のみが国庫に帰属いたしまして、それ以外の一切の資産は新法人に引き継がれることとなります。したがって、新法人は民営移管後におきましては皇太子記念館、児童館などの建物、プール、スケート場等の工作物等を資産として保有することになるわけにございませう。

○伊藤(茂)委員 もうそろそろ時間ですから、最後に大臣にお伺いをいたしまして質問を終わりたいと思ひます。

いろいろ具体的なことや、また今後のことについての御所見などを伺いました。率直に申しまして、地元あるいは利用者の方々が、この経過につ

いて心配をしております。地元の新聞などでも、そういう趣旨の報道がなされておりますし、それから関係者から、この法案が通らないようにという形での請願、陳情なども、いろいろ提出をされているわけにございませう。私は地元の一人として、こどもの国の身近にある者として、あるいはまた社会党の立場としては当然でございませうけれども、そういう意味からいいますと、やはり御説明を伺ってもメリットよりはデメリットの方が現実な発生をしていく、そして、これからの経済社会事情などの見通しを考えると、より多い不安にさらされるのではないだろうかという気持ちが非常に強まっております。

実は大臣、この所在しておる横浜市緑区というのは、子供のころというのは、いろいろな意味で関心が深い。ちょうど三年前になりましたけれども、アメリカ軍のジェット機がおちりました子供が二人のために死にました。ちょうど、それから三年になるのですが、いまも政府の御方針によりまして厚木にP3Cを配置するとか、軍事演習がふえまして夜中、昼、年じゅう、こどもの国も含めて、この行政区の上を軍用機の爆音が響いているというふうな状態があるわけでありまして、何か子供が二人死んだ三年前の悲劇を繰り返してはならぬというのが、言うならば、みんなのコンセンサスといえますか、気持ちです。それだけに平和で、子供たち青少年のための、いい施設として発展するようにという気持ちも、いろいろ持つわけにございませう。

さつきも申し上げたのですが、とにかく皆様の御提案の趣旨の文章の中には、特殊法人の合理化のためといいますが、そんなことが一言しか書いてありません。提案した理由の説明は「特殊法人の整理合理化を図るため」というただ一点であります。四十一年には、鈴木善幸さんという厚生大臣のもとで説明も全然違いますし、あるいは本院で可決をされたときの説明でも「身心ともに健やかな児童の育成を図るため、国の出資により」設立

をして「総合的に整備された集団施設であるこどもの国の設置運営を行わせることは、時宜に適合するもの」であつてという考え方を言っているわけでありませう。まあ財政事情その他、当時厚生大臣、現総理の政治のもとで今日、変わつていらっしゃるんだという御認識は皆様おつしやつていらっしゃるんだと、ございませうけれども、そういうことで考えますと、どうしても現実問題のデメリットをどう少なくするか、関係者も御努力されるでしょう、しかし基本的な姿勢として福祉、青少年、子供を大切に、そういう方向への精神をベースに置くべきである。また、どんな法案を関連して出されば、とにかく気持ちは出るようなことでなければ、とにかく特殊法人の整理統合のためという、ただ一言の説明があるようなことで、たくさん利用している人も関係者も、私は気持ちとしても理解がいかないんじゃないだろうかという気持ちがいたします。

提案をされておられる立場でございませうから、私の申し上げたことと立場は違ふのだらうと思ひますけれども、そういう考え方は当然、厚生大臣としてはベースにあるべきだと思ひわけでありませう。そういう立場から、いままでも御説明いたいただきました趣旨、内容その他を含めて、どういう姿勢で臨まれていくのかという御所見を最後に伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○園田国務大臣 立場は違ひますが、いままでも述べられた御意見は十分理解し、かつまた、きわめて大事な御意見であると承つております。

今後とも民営移管になりましても、デメリットを最少限に食い止め、民営移管のメリットが加えられると同時に、他の諸問題も加えて健全なる青少年、子供さんの育成に全力を挙げる決意でございませう。

○伊藤(茂)委員 質問を終わります。

○今井委員長代理 次に、平石磨作太郎君。

○平石委員 大臣にお伺いをいたします。

今回、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案が提案されておりますが、こどもの

国協会が昭和四十一年に特殊法人として発足をし、その後、地元の人はもちろんのこと、多くの児童の健全育成のために利用度も年々高まつてまいりましたし、さらにまた、このことが青少年育成の国の一つの施設として大きな役割を今日まで果たしてまいつたわけにございませう。そして昨年は国際児童年でもありまして、それがまさに終わるか終わらぬか、終わるのを待ったような形で昨年の十二月二十八日、行政改革の一環として、こどもの国協会を解散し民営に移管することが粗上につてきた。私は厚生大臣が、少なくとも、いまの福祉の後退、見直し、そういった情勢の中において、こどもの国協会を解散して民営に移管をして、厚生省から、いわゆる政府機関から民間に持つていくということについては、どうも納得がいかない。したがって、そういった処置が行われて、今後、児童福祉、健全育成という立場に立つたときに、大臣の、この児童福祉あるいは健全育成ということに対しての基本的な姿勢をお伺ひしてみたい。

○園田国務大臣 子供さんとうとび、急速に高齢化する日本の将来を担う児童の健全なる育成、発展ということは政治の基礎であると考へております。そういう意味から子供さんに対する手当であるとか、その他の諸般の問題に全力を挙げていくところでありませう。微力ではありますが、その方針は最後まで貫く覚悟でございませう。

この民営化については、いままでも、いろいろ御意見もあり私もお答えしたとおり、社会経済の必然性からやむを得ず、こういうことになつたわけでありませうけれども、これによつて、健全なる児童を養ひ、これを育てるということが政治の基本であるという考え方と方針に、いささかも変わりはないと思ひます。いろいろ御注意は承り、欠点が出ないよう今後やつていきたいと考へております。

○平石委員 大臣の基本姿勢は相変りませぬ、こういうお答えでございませう。相変りませぬということならば、姿勢が変わらないとするならば、

特殊法人としての今日までの経営の実績等を考えたときに、あえて、ここで民営化する必要はない、私は、このように考えるわけです。

この提案説明を見ても、一「特殊法人の整理合理化を図るため」このような処置をとるという提案説明がなされております。行政改革というのは、いまの時代においては当然やらなければならぬ大きな政治の眼目といえますが課題といえますが、私は、このことに協力することにはやぶさかではありません。行政改革を行うとするならば、やはり、そこには根底に財政の再建というものが大きな柱になっており、もう一つは行政を簡素化していく、効率化を図っていく、このことが行政改革の大きな基本でなければなりません。

そういう面からなめてみたときに、やはり、これを行政改革の一つとして取り上げて、民営に移して、果たして、そこに具体的なメリットが生まれてくるのかどうか。いままでの特殊法人として運営をしておったことに何ら欠陥はない。そして、このことが国の財政負担にもなつてなかつた。もちろん出資金として諸施設が提供され、そして運営は独自に行つて、独立採算で行われておりましたが、私は財政再建というサイドから見たときに、ここに何もメリットは出てこない、こういうようにしか判断ができない。

こうなりますと厚生大臣は、一つの行政整理というように、いわば行政官庁からの強い要請といひますか、そのことだけで、やむを得ず協力をして、いまの大臣の答弁の姿勢から判断をしても、こういうようにしか判断ができないわけです。それほど無理をしてまで、やらねばならぬものかどうか、一言お答えをいただきたい。

○園田国務大臣 たいだいまの御意見にも、その言葉の端々に出ておりましたが、これについては厚生行政全般にわたつて、当面する社会経済の必然性を考えたものでございます。そこで、いろいろ問題がございませうけれども特殊法人と民営化と考へた場合に、やはり民営化の方が、注意をしなければ、いろいろ問題があることは私も承知してお

ります。したがって、そのデメリットをどのように防いでいくか、どのように対策を講じていくかという問題がありますが、こどもの国が、他の特殊法人民営化の事業でも、これに似た事業は多いわけでありまして、一番民営化になじむのはなかるか、また助成金あるいは国の財産の貸し付け、その他によつて最小限のデメリットでやつていけるのではないか、こういうわけで、やつたわけでございます。

○平石委員 デメリットをなるべく少なくしながら、やつてまいりたいという大臣のいまのお答えでございます。したがつて実体的に判断した場合、一概に民営化に移すことが是ではない、こういう基本的な認識は、やはり大臣もお持ちのよううかがえるわけです。

そこでお伺いをしてまいりますが、いままで特殊法人としての運営をなされて、政府出資であつたわけですが、この財産というものは、いままで行政財産であつたのかどうか、一言、局長にお答えをいただきたいと思ひます。

○金田政府委員 従来は特殊法人に對しまして国から財産が出資されたということでございます。

○平石委員 出資された財産は何財産でございますか。

○金田政府委員 普通財産でございます。

○平石委員 出資された財産は普通財産になるわけですか、行政財産ではございませんか。

○金田政府委員 先ほど申し上げましたように特殊法人こどもの国に出資されましたので、特殊法人の財産ということでございます。

○平石委員 その出資された財産は、土地並びに樹木については返還するようになっております。返還するかどうかについては向こうの任意な財産になつておつたわけですか。

○金田政府委員 たいだいま、おつしやいました御趣旨を、ちよつと……。

○平石委員 もう一回申し上げます。出資された財産は特殊法人こどもの国協会の財産でございした。それが今回、解散をします。そういったしま

すと、その財産、土地並びに樹木については国に返還する、こうなつておりますが、これは返還しようとするといふと向こうの任意になる性質の財産ですか。

○金田政府委員 特殊法人を解散ということになりますと、その財産は、本来は国の財産でございしたもので、これは国の方へ返るのが自然であらうかと私は思ひます。

○平石委員 やはり国の大きな税金を使つて施設を整備をしてきて、九十七万平方メートルというりっぱな施設が完成を見ておるわけです。したがつて特殊法人であるといへ、これは国民の税金からできたものである、そうなるのであれば、これが解散して財産処分をする場合には当然、国に返還してしかるべき財産である、このように理解をするわけです。

したがつて今回の処置はどういう処置になつておるか、この法案からなめてみますと、土地並びに樹木については返還をする、そして普通財産に切りかえて、これを無償で貸し付ける、こういう処置がとられる。それから建物並びに工作物については、これをそのまま承継移譲する、いわゆる譲渡する、こういうたてりになつておるわけですが、私は、これについて、ちよつと疑問を持つものです。いま局長の御答弁にございましたように、国の財産でありましたので、これは当然、国に返還すべき性質のものである、こう理解ができるわけですが、そうであるのなら、この法案の処理においても建物並びに工作物については一たん国に返還をして、そして、さらに普通財産に切りかえた上で処分していくのが妥当ではないか、このように私は考へるのですが、お答えをいただきたい。

○金田政府委員 たいだいま御指摘いただきましたように建物、工作物につきましても一たん国に帰属させた後に指定法人に無償で貸し付けるといふ、土地等と同じような方法も一つの方法でございまして、今回、法案を御提出する際にも関係者間で、いろいろ協議をしたところでございます。

しかしながら、こどもの国で現在使用いたしております皇太子記念館、プール、スケート場、サイクリングコース、牧場、牧舎等の建物や工作物の大部分につきましては、日本船舶振興会、日本自転車振興会を初め、広く民間から寄せられた寄付金を導入して建設されたものでございまして、これらは引き続き、こどもの国事業に使用されることとなりますので、国に帰属させるのではなく、直接、指定法人に無償譲渡するという方法をとつたわけでございます。

○平石委員 いま民間資金も導入されておる、そういう一つ一つの財産であるということをお答えいただいたのですが、そういったものも、なるほど入つてはおるだろう。入つてはおるだろうが、これは行政財産として厚生大臣が一応所管すべきものではないか。行政財産として所管すべきものであるとすれば、長である厚生大臣は、これを処分することはできないはずだ。少なくとも普通財産に切りかえてやらなければ、それができない。これは国有財産法から見ても、行政財産の管理機関はその省の長である。しかも、その長は行政財産を処分することはできない。そして行政財産については所有権その他権利の離権行為が必要な場合には、当該行政財産の用途を廃止して普通財産としてから行わなければならないので、行政財産の処分機関はあり得ない、こういう形に、これはなつておりますが、その面から考へたときに今回のやり方は、いわば行政財産には返さない、国へ返さない。そして、その者から一応譲渡するといふ、普通財産に切りかえてということの手続を省いたやり方だ。だから工作物については特殊法人から社会福祉法人に直接移譲していく、言葉は悪いのですけれども一つの脱法的な考へ方があるのではないかと、このように考へるわけです。だから少なくとも国の財産を管理する長は、その返還を受けて、そして普通財産に切りかえて移譲するなり、貸し付けるなり、処分をしていくというのが国有財産法のたてまえです。この点は、それに對して、どのように考へるのか、もう一言お答

えいただきたい。

○金田政府委員 ただいま平石先生おっしゃったような考え方もあると思いますが、私どもも大蔵省の方とも十分協議したわけでございますが、先ほど申し上げましたように、こどもの国は皇太子殿下の御成婚に際しまして国民各層から寄せられたお祝い金をもとにいたしまして、何か児童のための事業に役立てたいという皇太子殿下の御意向を生かすために設けられた施設でございます。そういう意味におきまして当初からの国民の寄付金等もたくさんあるわけでございまして、そういう実体等を考えまして、こういった措置をとったわけでございまして、私の方は国有財産の措置につきましての専門家はございせんので、経緯を申し上げまして御説明申し上げたわけでございまして。

○平石委員 どうもちょっと、いま民間資金が入つておる、寄付金が入つておる、これは寄付をいたしたところどうしようかと一たん、いただいたら国有財産になると私は思うのです。だから税金で、みずから買収して用地を整備した財産と、それから寄付行為によつて寄付をいただいた財産、これは原資がどこから出てきたかということには関係なく、民間資金からも浄財をいただきましたというものであつても、やはり国有財産として一つの財産に編入されてくるのだ、私はこういう認識です。だから民間から入つておるから、どうでもいいのだ、そのような方法をとつてもいいのだということは、国の財産管理の面から考えたときには、そのことは妥当じゃない。したがつて、そういう原資が入つておつたとしても、いま私がるる申し上げたように、そこはつきり区分すべきじゃないか。そして国有財産法から見た場合でも「行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。」このようにびつと決められておる。ただ、そういう中において「国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一むねの建物を区分して所有する」いわゆる区分有と

して所有しておる場合は仕方がないので、それらについては地上権を設定するとかいうことは、ただし書きで許されておるわけでして、この施設は、そういう区分有で持つておるような施設でない。それであれば、やはりこの国有財産法からの国の財産管理は厳格に行うべきではないかというような気がするわけで。今回の処置は、そういったことを省いて、いわゆる戻つて渡すということとを省いて直取りにやらず、これは一つの脱法行為だ、このようにしか私は認識できないわけですか。

○金田政府委員 確かに、その中には若干、国庫補助をもつて設立されたものもございましてけれども、大半のものは、こどもの国がございましてから、こどもの国に対して直接寄付が行われたものでございまして、一たん国有財産にした上で、こどもの国の方の所有としたというものではございせんので、そういう実体に着目いたしまして、恐らく大蔵省の方も最終的に、こういう措置をとつたのであらうと推測しているわけでございまして。

○平石委員 なぜ私が、こういうことを申し上げるかといふましたら、同じ財産の中で、一つは戻して、こつや、一つは戻さなくて、こつや、こんな変則的な処理が行われておるから私は申し上げておるわけです。深く追及しようという気持ちにはございせん。ございせんが、やはり、そういう二手に分かれたやり方が、どうもずさんなやり方ではないかという感じがしたから御指摘を申し上げたわけです。

それから事業ですが、これはやはり収益事業としての社会福祉法人、こういうように私、理解しておるわけですが、これは収益事業ですかどうですか。

○金田政府委員 こどもの国全体といたしましては社会福祉事業そのものでございまして、ただ一部、収益がある場合におきましては、その部分に對して税金がかかるということでございます。

○平石委員 この前、私が厚生省の係官にお聞き

したときに、収益事業とは余り理解しておりません、入場料等いただくのも実費弁償的なものでございましてというようなお話も聞いたことがございしました。それで聞きしたわけなんです、いま御答弁ございましたように、この実態から考えたときには、やはり収益事業ではないか。そういう形に相なりますと当然、課税の対象ということになつてござい。各税法の非課税から外すということ、この説明の資料の中にも出ておるわけですね。そういう面から考えたときに、いままでは特殊法人として非課税団体であつた、非課税法人であつた。その非課税法人が課税法人になるのだという面から考えても、やはり収益事業である、このことが理解できるわけでありまして、そういう事態に立ち至りますと、いままでの運営の状況等から判断をしたときに、だんだん利用率が高まつて理解も高まつてきた。そして今日のまでの運営においては非課税法人であるがために十分な独立採算をなされてきたわけですが、今後は、いわゆる課税対象の法人と相なるわけですから、こうなりますと子供さんの利用における入園料、こういふものに当然、影響が出てくるということになつてくるわけですね。この面から局長はどう考えておられるか。果たして今後いままでもどおりに入園者がふえて、さらに健全育成のための施設として有効利用ができるようになるかどうか、見通しをお伺いしたいわけです。

○金田政府委員 ただいまも申し上げましたように、こどもの国の事業は社会福祉事業でございまして、収益を目的といたしておりません。したがいまして原則として課税はされないのでございしますが、ただ、こどもの国の事業の中には利用者の便宜のための売店、食堂、駐車場等の事業も含まれております。これらにつきましては他との均衡上、課税は避けられないものと考えております。なお仮に課税がなされるほどの収益が上がつております場合にも、入園料等の引き上げが行われることはないものと考えております。先ほど大臣からも当面、入園料の引き上げは考えていないと

いう御答弁があつたわけでございまして、入園者数も百万人を超えて、経営も比較的安定してまいつておられて、現在のところ入園料等の引き上げはないということでございます。私どもも、そういうふうに聞いておりますけれども、大臣の御趣旨もございまして、今後とも安易な引き上げをすることのないよう十分指導してまいりたいと考えております。

なお運営につきましては、商業主義的な運営等が行われるのではないかとというような御心配もあるようでございしますが、そのようなことがないように必要な指導監督を十分行つてまいりたいと考えております。

○平石委員 ここに勤めていらっしゃる職員さんは四十八名と聞いておるわけです。いままでは特殊法人職員として勤務してきただけですが、今後は、そういった身分さらには経験といったようなものは引き継ぐことになるのかどうか、また新たな一つの職員になるのかどうか、この点をお聞きしておきたいのです。

○金田政府委員 団体の性格が特殊法人から社会福祉法人に変わることによりまして職員の身分は一応、形式的には変わるわけでございしますが、その処遇等につきましては、団体協約等はすべて、この法律によりまして今後も引き継がれることになつておりますので、その点につきましては心配はないものと考えております。

○平石委員 この資料によると、いままでの特殊法人の場合には、地方財政再建促進特別措置法によつて職員の退職手当の財源に充てるために特別に地方債の起債が認められておつたのですが、これが今回外されておるわけですね。いま言われたように経験は、そのまま承継していくのだということですが、将来いつかは退職せられると思うのです。そういう場合に、いままでは退職手当について国の方から特別の地方債を認めるといったような援助措置がなされておりましたが、それが今後はないとなつてくるといふことになつてきますと、いまの課税の問題と職員の将来の問題に対する積

み立てその他を考えると、経営的には、いままでのようにはいかなくなってくる。そうしますと、いまのお話では入園料は引き上げない方針でございまして、早晩どうしても引き上げざるを得ないような状態になって、運営が非常に脆弱化してきやしないかという心配があるわけですね。そういう面等を含めて、もう一度お答えをいただきたい。

○金田政府委員 私、最初に先生のおっしゃいました点を、ちよつと失念いたしましたので、一言で結構でございますが……。

○平石委員 この資料を見ますと地方債で……。

○金田政府委員 退職金の問題でございますか。

(平石委員「ええ」と呼ぶ)わかりました。

退職金につきましては先生おっしゃるとおりでございますが、特殊法人の中には、こういった債券を発行できる規定がいろいろございますけれども、実際問題として現在やっていない団体もたくさんございまして、そして退職金の積み立て、その他につきましては、こどもの国は、現在の収支状況等を見ましても入園者も逐年ふえておりますので、こういった点についての心配はないものと私は考えております。なおまた、財政上いろいろな問題がございす場合でも、必要に応じての国の助成措置等についても考慮してまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○平石委員 最後に大臣にお伺いして終わらせてもらいますが、いま、いろいろと御質問申し上げましたけれども、将来に対しての、ある程度の不安というものを私は持つておるわけです。そして、いまの非常に厳しい状況から福祉行政全般を考えたときに、厚生省自身がこれらのものを民間に移管していくという姿勢そのものが、全般的に福祉見直しの一つのファクターになつては困る。したがって、各種各様の複雑な厚生行政が行われておるわけですが、来年の予算編成期を迎えて、大臣のこういった姿勢に対する所見を一言承つて終わりたいと思います。

○園田國務大臣 ただいま質問をされておる間に

出されました御意見は、一言一言私、拝承いたしております。この問題から見ましても、当面の予算編成については相当厳しい政府内部の必然性が押し寄せてくることは覚悟いたしております。しかしながら、そのような情勢があればあるほど社会福祉行政というのはきわめて大事でありまして、これに対する諸般の手が滞りなく打つてあるかどうかということが今後の政治の原点になる、こう考えて、ますます決意をかたくして予算編成に立ち向かう所存でございますから、今後とも各委員のお力添えをお願いしたいと存じます。

○平石委員 終わります。

○今井委員長代理 午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案に対する質疑を続行いたします。塩田晋君。○塩田委員 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案につきまして園田厚生大臣並びに関係の局長に御質問いたします。

この法案自体は、政府の行政機構改革推進の一環として、その線上にあるものと考えます。われわれは、現在の厳しい国の財政状況また国民の強い要望でありますところの行政機構の簡素化、こういった観点から行政機構の改革は断行すべきである、このように考えておりますので、基本的には、この線上にあるとすれば、われわれは賛成にやぶさかでないものでございますが、この法案をいかに見てまいりますと、いろいろと問題点があるようにございます。この点につきまして明らかにしていただきたいと思ひます。

この現行法ができましたのが昭和四十一年七月でございます。国の直営から特殊法人として運営するということになつたわけでございます。それ

から十五年間運営されてきたわけでございますけれども、その十五年前に特殊法人にするという提案がなされて厚生大臣の趣旨説明があつたと思ひます。特殊法人にしてもらいたいという提案の根拠、趣旨と、十五年を経た今日どのように変わつてきたか、この点について、まず御説明をいただきたいと思ひます。

今回の法案の提案理由説明には「このたび特殊法人の整理合理化を図るため」という一言が入つておるだけでございます。また先ほど厚生大臣の現在の社会経済情勢の必然性から今回の提案になつたのだという御説明もあつたわけでございますが、この間の事情につきまして御説明いただきたいと思ひます。

○金田政府委員 ただいま先生の御質問の特殊法人とした理由ということでございますが、当時の資料等を見てみますと、まず「皇太子御成婚の際に全国から寄せられた善意の寄付金をもつて運営する必要がある、国営にはなじまないこと。」ということになつております。第二番目といたしましては「人事及び財政上の諸制約から解放し、企業的な面を加味して弾力的な運用を図る必要があること。」第三点といたしましては「児童を健全に育成することは、国の責務であり、こどもの国の民主的かつ公正な運営を確保するため国が責任をもつて管理する必要があること。一方、民間事業とすると、その性格上、商業遊園的な安易な運営に流れやすいこと。」最後に「国有財産の出資等は原則として、特殊法人に対してのみ認められること。」以上でございます。

○塩田委員 いま御説明がありましたけれども、特殊法人にする根拠が三つ挙げられております。特に子供の健全育成の立場に立つて、それをより有効にするために特殊法人にするのだ、民間にはなじまないという御説明であつたのでございますが、これが十五年間に、どのように変わったのか御説明いただきたい。

○金田政府委員 ただいま御説明申し上げましたのは、民間にはなじまないということではござい

ませんで、第一番目の理由の中に、善意の寄付金をもつて運営する必要がありますので国営にはなじまないということが書かれております。一方におきまして、こういうことも当時ございまして「民間事業とすると、その性格上、商業遊園的な安易な運営に流れやすい」ということでございまして、しかしながら、ただいま先生がおっしゃいましたように、この制度が長年運営されました結果、その後におきまして各県におきまして、こどもの国に類似したものができてまいりました。私どもが存じているだけでも七件ばかりございまして、これらは、いずれも社会福祉法人または公益法人によつて運営されておりました、児童福祉施設として運営されているものも、もちろんございまして、そういった状況等を見ますと、事業の運営を今回のように民営化するということも、これはなじむのではないかとこのように考えられるわけでございます。それから特殊法人から社会福祉法人に移すことによりまして、民間の創意工夫を導入することによりまして、さらに弾力的、効率的な運営が可能となりまして、利用者に対するサービスの向上も期待できるのではないかと。こういったことが今回の理由でございます。

○塩田委員 民間に任せただけの場合は安易な運営に流れやすいということが一つの大きな理由に挙がつておることを御説明いただいたわけですが、その点については今回十分な保証があるかどうか。○金田政府委員 今回は社会福祉法人を経営主体とするという考え方でございまして、これはなぜかと申しますと、現在のこどもの国は児童福祉法による児童厚生施設ということになっておりまして、児童厚生施設を経営いたしますものは原則として社会福祉法人というところでございまして、社会福祉法人の運営につきましては、また社会福祉事業法なり関係各法による監督もございまして、商業主義的な運営に流れるということはないものと考えております。

○塩田委員 そこで、この協会を特殊法人から社会福祉法人に移行させることによつて得られると

ころのメリット、そして当然メリットがあればデメリットもあると思うのですが、これはいままでも議論されてまいりましたが、総括する意味で個条書的に、ひとつ列挙していただきたいと思ひます。

○金田政府委員 まず民営に移管いたします場合のメリットでございますが、第一番目といたしましては理事の増員で、現在四名でございますが六名以上というものが指導上の原則でございます。それから新たに評議員会を設けることによりまして、民間の英知を結集いたしますとともに関係民間団体の協力体制をより強化することによって、こどもの国の運営について、さらに弾力的、効率的な方式を導入いたしまして、利用者に対するサービスの向上を図ることが期待できるわけでございます。

第二に、特殊法人の場合におきましては決算、寄付金の受け入れ、役員の任命等につきましては厚生大臣の認可、承認を要するなど厳しい監督下に置かれておりますが、民営移管によりまして、これらの手続が不要になり、予算と事業計画につきましては、膨大な国有財産を無償貸し付けいたしますので、そのとおり運営されているかどうかを確認するための認可というものはございませうけれども、いずれにいたしましても手続が非常に省略されますので、法人の自主性に基ついた迅速な処理がいろいろできるということ。また子供たちの期待、需要に適宜対応するための自主的な企画運営の実行が期待できるということでございます。

デメリットといひますか、税金が若干ふえるといふような点はあるわけでございますが、この点につきましては五十四年度の決算の結果によりまして二百数十万円の税金が課税されるというところでございしますが、これはあくまでも収益がありました場合ということでございます。税金を引きますけれども、なおかつ、さらに剰余金は残るといふことでございます。

○塩田委員 いま、お話を聞きますと十五年前の

状況と非常に変つて、メリットが大部分でデメリットというものは税金が若干ふえる程度のことだといふことでございしますが、果たして、そうであるのかという感じがいたします。

その中で、大臣の認可、厳しい規制がなくなつて手続が簡素化する。そして民間の自主的ないろいろな工夫、創意を織り込んだ計画、企画ができるという点においてサービスの向上が図れるという点は了解できるところでございしますが、しかし、まだ予算、事業計画におきましては厚生省の規制が残るということでございます。事業計画なり予算につきまして、どの程度まで入り込んで規制されるか、指導されるか、その点についてお伺ひいたします。

○金田政府委員 この認可の実際の運用は今後の問題でございますが、私、考えますに特殊法人の場合の、もろもろの認可、許可等につきましては微に入り細をうがつて、いろいろチェックするといふことにならうかと思ひますが、今回の指定法人、社会福祉法人の予算、事業計画の認可につきましては、膨大な百万平米にも達する土地を無償で貸しつけまして、児童厚生施設のため、子供のためという目的でございますが、この目的のための運営ができていくかどうかといふことをチェックする、そういう意味の認可でございますので、詳細にわたつてという従来の認可とは若干、趣を異にするのではないかとこのように考えております。

また、その申請が参りました場合に、いろいろ問題がございします場合は国有財産の関係者と協議するといふようなことになつていくわけでございます。

○塩田委員 この法案につきましては、地元の関係者の方がかなり反対であるといふことを聞いております。また、そのことによつて、なお一層不安を起しておるという面がございしますが、その点は、どのように認識しておられますか。

○金田政府委員 私どものPRなり理解をいたしたく努力が、あるいは足りなかつたのではないかと

も反省いたしておりますが、地元の関係者の方々なり、あるいは職員の皆さんに對しましては、今後とも、そういった努力を続けてまいりたいと思つております。

○塩田委員 先ほど御説明の中にありましたように税金が上がるということで、二百数十万円だといふことでございしますが、今後の運営によつて、また、どう展開するかかわらない事業でございします。税金の支出分がふえた分だけは協会にとつては負担になり、デメリットだと思ふのです。その関係から入場料等の各種料金を上げなければならぬといふ事態が起ころはしないかと思ひますが、この点については、どういふ方針であり、見通してございしますか。

○金田政府委員 実は、こどもの国の入園者もすでに百万を突破いたしております。そういう意味で非常に安定した経営が現に行われていくわけでございます。そういう意味におきまして入園料につきましては当面、引き上げといふようなことは必要はないと私も考えておりますが、大臣も、そういう御方針でございします。私も、大臣としては、もし税金等の関係で法人として困つた事態が生じた場合には、必要な国庫補助等につきましても、いろいろ考慮してまいりたいと考えているわけでございます。

○塩田委員 社会福祉法人化することによりまして国の援助措置が弱まるのではないかと。また、いま言われましたように補助金等を考へておられるといふことは、どういふ項目に對して、どういふ形で援助されるか、これについてお聞きします。

○金田政府委員 この何年か特別の年を除きまして約一億円の助成をいたしているわけでございます。基幹的な整備等についてでございますが、私も、基幹的な整備等については、経営主体が変わりましても、なおこのように助成につきましては続けてまいりたいと思つております。

御参考までに申し上げます、昭和五十五年度におきましては研修センターを設置するための施設整備費国庫補助金といたしまして九千三百六十

万円を計上いたしております。また来年度予算におきましては、入園者の安全を図るためのゲート、これは入り口のところでございしますが、及びその周辺の整備費等といたしまして八千二百七十万円の国庫補助を要求いたしているところでございします。

○塩田委員 いま、この法案によりまして民営化された場合に、どのようなデメリットがあるかといふことについてお伺ひし、それに対して、そんなに変わりませんといふことだと思ふのです。国からの財政援助にいたしまして一億円程度を今後とも続けていくということであれば、そのこととしては結構なことだと思ふのですが、国の行政の改革、整理の面からいいますと何らメリットが出ないということにはなりませんか。

○金田政府委員 今回の行政改革のうちの特殊法人の関係につきましては三つございまして、一つは廃止、一つは統合、一つは民営化ということでございます。そのいずれかの範疇に入る整理といふことでございしますが、こどもの国の場合におきましては、そのうちの民営化になじむといふことで今回こういう措置をとつたわけでございます。

○塩田委員 民営化になじむといふお考えで、とられようとする措置であり、今後どのように運営されていくと思ひますけれども、先ほどから出ております民営化が商業主義的に流れて、もうけ主義になつてはならない、これは当然のことでございます。しかしまた一方、厚生省の事業計画並びに予算に對する指導監督の観点からいいますと、民営になつたものの、自由な自主的な企画が思う存分できない、民間の創意のいいところが十分反映できないといふことも起こつてはしないかと思ひますが、その辺の兼ね合いがむづかしいところであると思ひますけれども、やはり、この種の施設で民間の経営のものが、御存じのとおりあるわけですね、そういったところの、いいところはどんどん取り入れていくという積極性もなければなら

ない。その限度の問題ですが、どのようなかみ合
わせを考えておられるか。

○金田政府委員 この国の国はあくまでも児童福
祉施設でございまして、そのうちの児童厚生施設、
いわば児童館とか児童遊園を中心としたしました
子供に健全な遊び場を与えるという施設でござい
ます。そういう意味におきましては、おのずから
商業的な遊園地等とは一線を画さるべきものであ
ると思っております。

○塩田委員 一線を画さないといけないというこ
とは、そのとおりなんです。しかし従来の特殊
法人でやってきた運営とは、やはり違った味を出
さないとい、先ほどメリットを言われたわけです
から、やはり同種のものいいところは取り入れる
ように、商業主義にならない範囲で自主的に積極
的に企画できるという余地をかなり持つておられ
るか、それをどこまで組み込まれるか。同じなら
全然意味ないですね。

○金田政府委員 今回は幸い役員等も増員するこ
とができるわけでございますので、できるだけ地
元関係者あるいは専門家に御参加いただきまし
て、地元の御要望なり、あるいは専門的な見地か
らの創意工夫をこらしていただきまして、なお一
層、児童のために役立つ施設にしていきたいと思います
思っております。

○塩田委員 職員の労働条件等は承継法人に、そ
のまま引き継がれるということになっております
けれども、職員について、かなり不安がある。特
に、これを契機に労働組合ができ、いろいろと運
動をしておられるようございしますが、そういう
不安、本当に移行して大丈夫やうにいけるかどう
か、この点についてお伺いをいたします。

○金田政府委員 この点につきましては労働条件
も従来どおり承継されるわけでございますし、私
どもといたしましては必要な援助も今後行ってい
きたいと考えております。ただ特殊法人から社会
福祉法人に身分が変わるという点についての不安
を感じられたのであろうかと思いますが、処遇そ
の他につきましては今後とも従来と変えるつもり

は、全くございません。

○塩田委員 こういった組織、機構の運営につ
きましては、やはり人間が主体で、特に一種のサー
ビス業、国民に対するサービス、子供、福祉に対
するサービスの業務でございまして、より人間
に依存する面が多いわけでございます。その基本
になりますのは、やはり労働関係が安定すること
が何よりも必要だと思っております。お客さんが見え
ているのに内部で労働者が角を突き合せており、
また、ぶざまなことになるのはサービスが行き届
かないことは御承知のとおりで、労働関係の安定
が非常に重要な基礎になると思っております。

そこで従来と変わらない待遇でやるということ
については、どのように考えておられますか。い
ままでは公務員に準じておられたと思うのです
が、それを今後は、どういう基準といひますか、
何に準拠して、こういった労働問題の処理をして
いかれるか、お伺いをします。

○金田政府委員 今後におきましては、特に労働
関係ということになりますと、私も直接介入す
ると云々ということとは、これはまた問題はあろ
うかと思ひますけれども、経営者側に対しまして
も、できるだけ従来からの慣行につきましては、
これを守っていただくようお願いするとか、私
どもといたしましても、できるだけ援助はしてい
たいと思っております。

○塩田委員 たとえばのことですけれども、いま
までは給与ベース等は何に準拠しておられたし
か、今後はどうか、この点についてお伺いたし
ます。

○金田政府委員 従来は特殊法人でございまし
たので、特殊法人としての、それぞれ共通する給与
問題等もございまして、そういったものに準
拠していただけてございしますが、私もとしまし
ては、これを下げるというようなことは全く考え
ておりませんし、経営者もそうであらうと思ひま
す。そういう意味におきましては従来と実質的に
は、そう変わりはないものであるというふうに私
は考えております。

○塩田委員 私は、この特殊法人から民間の運営
になることによりまして労働関係は同じだとい
うことにはならないと思うのです。それだけに労
働関係の安定については十分な御配慮をいただき
たい、そのための労務、人事管理の確立が必要だ
と思ひます。その体制につきまして、移管する際
に十分に御配慮をいただきたい、このことを御要
望いたします。

そして経営者側の労務についての、人事につ
いての上部団体は、どういうところに、いまは属
しておられますか、これは今後どうなりますか。

○金田政府委員 現在のところ経営者側として
は、推測でございまして私も、その点については
詳しくございせんが、特殊法人の経営者が、お
互いに連絡機関等はあるのではないかとと思つて
おりますけれども、今後におきましては特殊法人で
はございせんので、そういった関係はなくなる
うと思ひますけれども、従来からの労働慣行とか
給与条件等については守るようには、私もも応援
してまいりたいと思っております。

○塩田委員 この労働関係につきましては特に関
心を持って、十分に現協会の移行される際の体制
を固められまして、労働関係の安定、不安のない
ように努めていただくことを希望いたします。

大臣、最後にお伺いいたします。

どうも行政機構の改革ということになります
と、まず、やり玉に挙がるのが、厚生省では、こ
どもの国協会、こどもの国の施設であつたわけ
です。どうも行政機構という、すぐに弱い立場、
物を言えない立場の子供とか婦人あるいは老人と
いったところに、しわ寄せが行われるわけござ
います。私は、この行政機構の改革を進めること
については全面的に支援をし、これを強く主張す
るものでございすけれども、このような形で、
こどもの国から、まず出てきたことは非常に残念
でございす。いま聞きまして、民間に移行し
ても、そんなにメリットがない、またデメリット
もそうない。またデメリットを埋めるために、め
んどろを見るときなれば、国から見れば、そんなに

変わらない、機構いじりにすぎないという形が出
ておると思うのです。こういった安易な行政機構
改革でもつていいのかどうか、非常に疑問に思
います。皮を切つて肉を切り骨まで達する行政改革
と前内閣から言われてまいりましたのに、真つ先
に、このようなものが出てくるということは非常
に残念でございす。厚生大臣、この点につ
いてのお考え、御決意のほどをお聞かせいただき
まして質問を終わります。

○園田国務大臣 今日、行政整理、行政改革は国
民のひとしく待望するところでありま。しかし
ながら、その行政改革とは一律に何%を切るもの
であつてはならぬので、やはり重要なところ、切
つてはならぬところ、それから切つてもいいところ、
こういうことがあるはずでありまして、極端
に言つと、ふやすところと大幅に切るところとあ
つてはいいはずであります。それが今日のように一
律にやられていくということについては、とかく
の問題がありま。こういう状態になつてく
と、これまた一つのやむを得ることかと考
へます。

厚生大臣が持つております特殊法人では、御承
知の社会保障研究所、環境衛生金融公庫、医療金
融公庫、社会福祉事業振興会、心身障害者福祉協
会、こどもの国協会、社会保険診療報酬支払基金、
年金福祉事業団、こう考えてまいりますと、今
日の内閣の社会経済環境の中で推し進められてく
ると、民間に移管しても何とかこれがカバーをし
て特殊法人に近いことではやうていけるのは、こ
どもの国しかないというのが実情でございす。し
まがいます、いま言われたとおり、ここで働く
人の不安、それから将来これが商業ベースになら
ぬように、この運営については地元関係者から
の意見も聞き、特殊法人の強さはそのまま維持し
ながら、足腰は強くして運営については民間の活
力を導入する、こういうことを、よほど厳しく考
えてやるべきだと考えております。

○塩田委員 ありがとうございます。

○山下委員長 中路雅弘君。

○中路委員 今回の特殊法人こどもの国協会を廃止して民間の法人とする法律案、いわば、こどもの国の解散法で、今後、社会福祉法人になった場合に税金が課せられるようになるわけですが、たまたま、最初に課税額の試算といいますが、たとえば五十四年度の業務実績決算に基づいて、各法人税、住民税、事業税、電気ガス税等ありますが、たとえば法人税については幾らになりますか。

○金田政府委員 法人税につきましては、私ども試算額といしましては百万円というふうな考えでおります。

○中路委員 一般的に社会福祉法人は収益事業を行うことができるわけですが、こどもの国の事業は、その収益事業に当たるわけですか。

○金田政府委員 こどもの国全体といしましては収益事業とは考えておりません。

○中路委員 全体に当たっては考えてないという、すると駐車場や売店、食堂というのは別に考えておられるのですか。

○金田政府委員 ただいま言われたような点につきましては、他との均衡上、課税されるということでございます。

○中路委員 これまで、こどもの国の問題を一体として扱うといいますが、駐車場、売店、食堂、これは決して収益事業というのではなくて、こどもの国を利用する人たちの施設として総合的に整備された、本体と一体の施設というふうな説明がされてきたと思うのですが、こどもの国の事業全体は、そういう点では社会福祉事業であると私たちは考えるのですが、その点はいかがでございますか。

○金田政府委員 その点については、そのとおりかと思ひます。

○中路委員 社会福祉事業には法人税が課税されないと思うわけですが、今度は、なぜ税金がかかるのですか。

○金田政府委員 そのうちで特に収益を生ずるような部分がございます場合に、これに対してかかるというように聞いております。

○中路委員 いま試算で御報告いただいたのを私ももらっていますが、たとえば法人税百万円というのは、こどもの国の事業全体ではなくて、その一部にかかるとのことですか。

○金田政府委員 これにつきましては考え方がいろいろあるかと思いますが、私ども、こどもの国全体としての収支差額に對してかかるというように考えております。

○中路委員 いまの御答弁だと大変あいまいになつてしまふわけですね。これまでも、こどもの国の事業全体は総合的に整備された一体の施設だ、そして、これは収益事業ではなくて社会福祉事業だとおっしゃっていただけたわけですね。たとえば税法で見ても、社会福祉事業には法人税は課税されないわけですね。だから社会福祉法人が行う、こうした社会福祉事業に税金がかかるの、しかも収益事業には税金がかかるのですが、こどもの国は収益事業でない。税金の根拠が大変はつきりしないと思うのですが、その課税の根拠はどこにあるのですか。

○金田政府委員 具体的に申しますと、食堂、売店、駐車場の収益の二分の一に課税されるというたてまえでございまして、これらの事業の収益の計算に当たりまして、経費の区分が必ずしも明確にできませんので、具体的には全体の収支差額によつて課税されるものと考えております。

○中路委員 たとえば税法の上でも、いまのお話でも結局、課税の根拠は全くない、はつきりしないわけですね。しかも、いままで、その駐車場とか売店は収益事業ではなくて、こどもの国の整備された施設と一体のものだということをおっしゃつておられるわけですから、収益事業でもないものに課税を許して、しかも一方で無理やり社会福祉法人の事業にする、ここに私は税法上から言えば今度の矛盾が非常にあると思うのです。特殊法人のまま存続させるのであれば当然それでいいわけですが、しかも課税ということが問題になるから、皆さんが心配されているように利用費の値上げだとか、収入を上げるために商業的な施設が将来入

つてくるのではないか、こうした自然が破壊されるのではないかという心配もされておられるわけですね。税法上の課税の根拠が、いまの御答弁でもはつきりしないのです。その点はいま一度、法人税はどういう場合にかかるのか、法人税で言えば、そのどの部分に当たるのですか。

○金田政府委員 現在は特殊法人でございまして、先生御承知のとおり課税はされてないわけですが、先生が言われておられるのは先ほどからも、いろいろ御議論もございまして、今回、社会福祉法人になることによりましてメリット、デメリットもございまして、いろいろメリットもございまして、デメリットとして一つは、確かに収益に對する若干の課税があるということをお説明申し上げてきたわけでございます。

課税の方法はいろいろあるかと存じますが、ただいま申し上げましたように、これらの食堂、売店、駐車場の収益の二分の一に課税されるたてまえでございまして、これらの事業の収益の計算に当たりまして、経費の区分が必ずしも明確にできませんので、具体的には全体の収支差額によつて課税されるものと考えておりました。また私ども、課税当局とも、そのように折衝していくべきではないかと考えております。ただし先生おっしゃいますような、いまのようなやり方は課税の方法であらうかと思ひますが、私どもも、そういう方法にも計算してみましたが、私どもも、そういう方法にいたしますと税金がよりよけいかかるということも考えられます。私どもとしては課税当局との折衝で、経営者側におきまして、いまのような、こどもの国の実態でございまして、課税当局の方におきまして、こういった点については十分御理解いただけるものと考えておるわけでございます。

○中路委員 法人税は、御存じのように社会福祉法人で得た事業所得には課税されません。収益事業を経営することはできるわけですが、その場合に、その収益は課税対象とされるというのが法人税ですね。いま言った自動車とか売店は、いままで、

そういう収益事業でなくて施設の本体と一体の整備された施設なんだということをおっしゃって、特殊法人でやつてこられたわけですから、社会福祉法人に変えられるから、いまのような何とか無理をしてやりくりをしなければならぬ、理屈をつけなければならぬということになると私は思うのです。

このことによつて税法の上でも根拠もはつきりしないし、この点は非常に大きな矛盾があるということをおもひ、まず最初に指摘しておきたいと思うのですが、もう一点、今度の法案で、こどもの国を児童福祉法の第四十条に規定する児童厚生施設として扱つておられるわけですが、従来の児童厚生施設というものはどういふものがありますか。

○金田政府委員 主なものといしましては児童館、児童遊園等がございまして、

○中路委員 屋内では、いまおっしゃつた児童館、屋外では児童遊園がありますが、こどもの国は大部分が屋外施設なんですね。同じ児童厚生施設といつても、いまおっしゃつた児童遊園、これは青少年白書を見ますと「児童遊園は、都市公園法に基づいて児童公園の補完的な役割を持ち、主として遊び場、小住宅密集地域、小工場集合地域など、遊び場に恵まれない地域に設けられ、幼児や低学年の児童を主な対象として児童厚生員や民間有志者による遊びの指導を行っている」というふうな書かれておりますけれども、標準的な敷地面積といふのは児童遊園と言われているのは約六百平米、二百坪なんです。こどもの国は百万平米あるわけですね。国際児童年を記念してつくられた記念モデルの児童遊園でも敷地が二万平米くらいです。こどもの国と比べて問題にならないわけですか。こういうところへ押し込めようというところに、こどもの国としては無理があると私は思うのです。

また児童福祉施設の最低基準によると、児童公園には児童の遊びを指導する児童厚生員を置かなければならないというふうに書かれておりますけれども、こどもの国にも児童福祉法に言う児童厚生

員を置かなければならないということになる
と思いますが、この点はどうかということ、こ
どもの国に現在、児童厚生員が置かれているのか、
置くとするならば何カ所の施設に、どのくらい
必要とするのか、また不特定多数の児童が入ると
ころですから、児童厚生員をどういうふうにする
のか、まとめて、ちよつとお尋ねしたい。

○金田政府委員 まず児童厚生施設について、ち
よつと御説明申し上げたいと思うわけでございま
すが、児童福祉法の第四十条によりまして「児童
厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊
びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆた
かにすることを目的とする施設とする。」というこ
とでございまして、こどもの国の中には児童遊園、
児童館的な要素が多分にあるわけでございませ
う。こどもの国は子供の健全な育成を図るた
めの大型の児童厚生施設として建設されてお
りまして、ただいま先生おっしゃいました最低基準に
対しましては大幅に、これを上回っているとい
うことでございまして、実は昭和三十五年でござ
います。中央児童福祉審議会からも、中央児童
厚生施設こどもの国が設置されることになったこ
とで、児童厚生施設の大型のものの模範的なもの
というふうに、おほめをいただいているわけで
ございませう。

なお児童厚生員についてのお尋ねがございま
したが、はつきり申し上げまして現に児童厚生員の
資格を持った人はおりません。資格というのは知
事の認定でございまして、ただ現在こどもの国
の中には児童厚生事業に相当の知識経験を有する者
がたぐさおりませう。たとえば全国の児童館、児
童遊園の職員を指導しているような人たちが、た
くさんいるわけでございまして、実質的な資格
は十分ございませう。したがって今回、社会福
祉法人に移ります場合に、民営化したします際に
資格を取得するため知事の認定を得る手続をとる
ように現に努めているわけでございませう。どこへ
何人配置するという点につきましては現在、経営

者側で検討いたしているところでございませう。

○中路委員 いまの問題、厚生員の問題がしまし
たから重ねて質問しますけれども、そうしますと
中に資格を持つ要素がある人もおられるというこ
とになると、配置転換等も考えられるわけですか。
あるいは現在の児童厚生員がいなくて、これは新し
く採用されるのか、そういう人員の問題ですね。
いまのお話ですと、移管されることについて、こ
ういう点が大きく配置転換を含めて問題がすぐ起
きかと思ひますが、いかがですか。

○金田政府委員 私もまだ、こどもの国は実は二、
三回しか行ったことがございませうので、現に私
運営の実態を詳細に知っておるわけではございま
せんが、現在の職員の配置は適宜適所で行われて
いると思ひますので、その意味で、資格を取りま
しても配置が云々ということにはならないかと思
ひます。

○中路委員 そうはならないのですよ。私も何遍
か行っておりますけれども、たとえば現場でない
人たちが、いまおっしゃった資格の可能性がある
人があつて、結局、現場へまた配置転換になるの
ですよ、そういうことになれば、これは職員の身分
の問題ですから、そういうことで、たとえば今度
移管になるということについて、こうした問題に
ついて、労働条件や身分の問題ですから、当該の
理事者と労働組合とが、いままて話をされたとい
うことはあります。御存じですか。

○金田政府委員 労使間で、どのような話し合
いをされたかにつきましては個々には私存じませ
ん。ただ今回、民営化することにつきまして、か
なりの回数話し合ひが行われているというこ
とは聞いておりますので、そういった話し合ひも、
あるいは行われているのではないかと思ひます。
これは推測でございませう。

○中路委員 推測でございませう。これは
はないのですよ。児童厚生員のこうした問題につ
いて話し合ひは全くやられていないのです。
いま私もお話ししましたけれども、法律で言え
ば平均二百坪ぐらいの、いまの児童遊園の、それ

が大型だということ、百万平米からあるものを当
てはめようとしたら、あるいは児童厚生員の問題
を見ても、今度の移管というのは無理やり児童厚
生施設にするという、必要が全くないのに、こ
ういう、いままて特殊法人で運営をやられたのを移
管しようとするから、いろいろ問題が起きてくる
わけなんですね。広大な敷地に総合的な施設があ
つて、緑という自然環境を持つこどもの国を、従
来の児童厚生施設の最低基準で見て、大型だから
というだけで考えていいのかわかるといふことが
問題です。先ほど、中央児童福祉審議会これ
で大要評価されたと言ひますが、それでは逆に聞
きまされども、そうした大きく評価されたこども
の国を民営に移すという今度の問題について、中
央児童福祉審議会に意見を聞かれたことがありま
すか。

○金田政府委員 設立の当初におきまして十分そ
の点は伺つておりました。設置主体、経営主体が
どうという問題については当初から問題になつて
いるわけではございませう。内容が審議されて
おりますので、今回、特に伺つておるわけでは
ございませう。

なお児童厚生施設になつておりますものは、た
とえば私、現に見てまいりましたものでも、鳥取
県にも鳥取の砂丘のところに、こどもの国がござ
います。これも大型のものでございまして、こ
もりの国ほど大きくはございませうが、児童厚生施
設ということ、すでに認められているものでござ
いませう。

○中路委員 大臣、こうした問題は、こどもの国
として設立のときには意見を十分聞かれて、やら
れたわけですし、児童の健全な育成の目的で設立
されたのが、経営主体も大きく変わるわけですか
ら、やはり大臣としても児童福祉審議会に意見を聞
かれるべきだと思ひますが、いかがですか。

○園田国務大臣 御意見でございませうが、この主
体、内容等については当初、審議会の答申を受け
ておりますので、今後、民営移管については各方
面の意見を聞くことはいたしますけれども、審議

会に答申を求めることというのは、なかなか間に
合はぬのじゃないか、こう思ひます。

○中路委員 間に合はぬとおっしゃつたわけ
ですが、私は、こうした手続も十分審議会にも諮
つて意見を聞かれて、こうした民営化についても当
然、検討するべきだと思ひます。特に、百万
を超えているわけですが利用者や、当該の職員の
皆さんからも強く心配をされていることですが、
先ほどのように課税をされる、これも根拠
も非常にあいまいで、そうなりまうと
税負担によつて施設の整備の費用も圧迫される。
あるいは収入によつては、職員の皆さんの給与等
にも今後影響してくる。利用料金の引き上げも心
配される。あるいは収益率の高い商業的な施設の
増加ということも、ますますということとは別に
しましても、次第に、その傾向を強めるのじゃない
かということが大変心配されておるわけですね。

もう一度、ちよつと戻つてお尋ねしますけれど
も、国庫補助の実績を見ますと、先ほど御答弁さ
れていましたけれども、私も資料で五十五年ま
でいたしておるのですが、今度の五十六年度は
幾らになつていますか。

○金田政府委員 五十六年度といたしましては、
入口のゲートの修理その他につきまして主として
児童の安全を守るための設備といたしまして八千
数百万の要求をいたしております。

○中路委員 いまの八千万より、二百七十万です
か、たとえば五十三年度は国庫補助の実績が九千
九百七十二万ですね。約一億と言はれておる。五
十四年度が九千四百七十七万、五十五年度九千三
百六十万、五十六年度、いまおっしゃつたように八
千万幾ら。この推移をずっと見ても、すでに五十
三年度から国庫補助が二千万近く減つてい
るじゃないですか。だから、これが民営になつて、その
保証もないということになれば、もつと減額にな
る、あるいは財政事情で切られるという心配をさ
れるのは当然じゃないですか。一億、一億と言
つていられますけれども、現に、もう一億じゃない
ですよ。五十六年度は八千万ですよ。この保証は

あるのですか。

○金田政府委員 私どもとしては約一億円と申し上げたわけですが、もし、このゲートが一億かかっておれば一億の要求をしたと思えます。たまたま、こういった重要な整備につきまして、結果としては八千万という額が出たわけですが、まして、幾らに抑えるとか、そういうことを考えておるわけではございません。

○中略委員 これからも国庫補助をずっとしていくという保証は何もないわけですよ。また、この国の当初たしか五十一年の国会の議事録を見ますと職員が五十九名おられたわけですよ。入園者が当時は七十五万、いま百万をはるかに超えているわけですが、職員の方は逆に、いま四十八名で、すから一八％、二〇％近く減っている中で努力をされて運営されているわけです。私は現地もたびたび行って特に痛感したのは、ほとんどが屋外施設ですから天候によつて全く入園者が違うわけですよ。詳しく調べてきましたけれども一、二だけ、ちよつと同じ傾向なので見ますと、たとえば開園日で日曜、祝祭日をとりますと、五十四年の四月八日、雨の日は千六百五人なんです。同じ月の日曜、祝祭日が六日間あるのですが、全部の入園者が五万七千五百九十八人ですから平均すると一日約一万一人入っている。しかし雨の日は千人しか入っていない。五十四年九月三十日の雨の日は九十六人なんです。同じ月の祝祭日を入れますと七日間で四万人入っておりますから一日平均六、七千人なんです。しかし雨の日は九十六人しか入っていない。このように天候によつて、自然の施設ですから大きく左右される。

だから、いままで、どう運営されているかといいますが、こうして収益があつたときは前の事業年度から繰り越した損失を埋めるとき、あるいは残余があるときは、その残余の額を積立金としておく、そうして損失を生じたときに積立金を崩して整理をするとか不足額を補うとか、そういう運営がされていたわけですね。だから今度は利益があるといつて、それにすぐ税金をかけてこらんな

さい、こうした運営が全くできなくなつてしまうのですよ。だから、こどもの国というのは、もとも企業として運営することがむずかしい。いまの運営を見ても、そういうことが対象になるような施設じゃないと思うのですよ。利益が天候によつて左右されるのですから、利益があるときは積み立てておいて、また天候が悪くなつて入園者が少ないときには、それを補充するということをやつてきたわけでしょう。利益があるからといって、その翌年それに税金をかけてこらんなさい、運営が全く困つちゃうのです。こういう面からも民営化された場合の困難というのは大変目に見えてい

ると思うのです。この点も私はもう一度考えてもらう必要があると指摘しておきたいのです。時間が限られておりまして、ないので、せつかく大臣来ておられますから二、三お聞きしたいのですが、いまこどもの国について解散それから民営化に反対の声というのは地元だけでなくて、私の聞いておるところでも自然保護団体を合めて約百団体くらいから陳情、要請が来ているわけですよ。地元には「こどもの国」の自然を守る連絡会というのがつくられました、要請書が来ているわけですが、けれども、この要請書の中で四つ具体的に出て

います。一番目は、民営に移管することほしきではない。二番目は、民営に移管することほしきではない。三番目は、民営に移管することほしきではない。四番目は、民営に移管することほしきではない。

い、首都圏一帯の子供たちや、地域住民に親しまれて「こどもの国」の設立の趣旨を生かし民営に移管しない」ようにしてほしい。これを前提にしまして、一つは「こどもの国」の豊かな緑と自然を守り、青少年の健全育成の場にふさわしい環境を維持、管理」してくれ。それから「前記の目的を達成し、利用者負担の増額を抑えるため国庫補助を増額」してほしいということですね。それから、これは具体的にお聞きしたいのですが「運営に利用者の声が反映されるよう協議の場を設け、住民や利用者の代表を参加させ」てくれという要望があるのです。特に学校の先生方が引率していける場合が非常に多いのです。私は利用者の中に学校の先生なんかも、できたら入れたら

いいかと思うのですが、今後の民営の運営のことは一応別にして、こどもの国の運営について学校の先生を含めて、こうした利用者の声が反映できるような協議の場を設けてほしい。この問題を含めて大臣のお考えはいかがですか。

○園田国務大臣 いろいろ御注意がありました。そういう御心配がないように施設の実体、運営等については十分注意をしております。

なお、いま言われました地域あるいは利用者というものと、運営のほかに相談をしたり意見を聞いたり実態を調査をしたり話し合う機関なり場所をつくれ、こういう御意見は、そのようにしていきたいと考えております。

○中略委員 いまの最後の、そういう協議の場を設けて、そうしたいというお約束は、ぜひひとつ具体化してほしいというふうに思います。

いずれば商業的なものが入るというところで、設立の趣旨でも、午前中も同僚委員からお話がありました。そういうことを述べておられた。その鈴木内閣のもとで、いわば行政改革の数合わせのしわざとして――恐らく私は、厚生省の方も、これを提案されているのだけれども実際は、このままではいいんじゃないか、犠牲になつたと思つておられるのではないかと申すのですけれども、こうした皆さんの要望が生かされるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに重ねてお願いしたいと思つております。最後に大臣がお約束された点は、住民の皆さんの要望の中でも非常に強い要望ですので、重ねてお願いをして質問を終わりたいと思つております。

○山下委員長 伊藤公介君。
○伊藤（公）委員 こどもの国の民間移管に関しまして、いろいろ御心配な点については御議論がございましたし、それなりの御答弁も、いろいろ伺つてまいりました。行政改革の必要性は当然、私どもも強く感じているところでございますし、思い切つた行政改革を、いまこそ、やるべしと思

っているわけでありますが、どうも、こどもの国にしましては民間に移管しても実体は余り変わらないのではないか、むしろ看板の書きかえだけではないかという心配もあるわけでありまして、民間に移管することによつて、その内容を失わすに、しかも国にとつて実際に行政改革になるのかどうなのかというところを、まず大臣に伺いたいと思つております。

○金田政府委員 こどもの国を民営化いたしますのは、まず第一に類似事業が民間で行われており、事業の内容が民営化になじむというところでござい

ます。第二点といたしましては、民間の創意工夫を導入することによりまして、さらに弾力的、効率的な運営が可能となり、利用者に対するサービスの向上が期待できるというところでござい

指導監督が行われますので、そのようなことはいりである、そのようなことにはならないということでございます。第四に国有財産の管理につきましまして、今回の行政改革の趣旨を踏まえまして、この法律により特に承継する社会福祉法人に無償貸し付けがなされますので、運営に支障を来すことはございません。こういった理由によりまして、今回の政府の行政改革の方針に従いまして、厚生大臣の指定する社会福祉法人に業務の運営を行わせることとした次第でございます。

なお民営移管のメリットにつきましては先ほどからも、いろいろ御説明申し上げてまいりました。特に理事の増員及び新たに評議員会を設けることによりまして民間の英知を集めることができるということ、また特殊法人の場合には、決算、寄付金の受け入れ、役員の任命等につきまして厚生大臣の認可、承認を要するなど厳しい監督下に置かれておりますが、民営化によって、これらの手続が省略されて、自由な企画運営の実行が期待できるということでございます。

○伊藤(公)委員 そうしますと行政改革ですから、できるだけ国の負担を軽くしていくということでありまして、予測をすることは非常にむずかしい点であります。これは民間に移管をされて民間投資等があれば、国の補助金も将来は当然削られることになるのかどうかですね。内容は充実をしなければならぬと思うし、その目的を失ってはならないという立場も、私はよくわかりますけれども、しかし行政改革という面から言え、そうしたことも将来、当然予測をされるわけですね。どういう見通しに立っていられるのか、いまの時点で、お伺いしたいと思います。

○金田政府委員 こどもの国の事業の重要性にかんがみまして、施設整備費につきましては従来から必要に応じて助成を行ってまいりましたわけですが、事業の運営が社会福祉法人に移管されました後におきましても従前と同様、必要に応じて助成を行ってまいりたいと考えております。

○伊藤(公)委員 補助金の問題は、いまの時点で、いろいろ論ずることは大変むずかしいと思いますし、一方で国に補助をしていただいて、いままで以上に、こどもの国を内容の伴ったものに、さらに充実をしてほしいという気持ちもございませうけれども、民間に移管をするということでありまして、できるだけ、そうした負担にならないこととできれば行政改革にならないわけですから、これは非常にむずかしい点でありまして、民間に移管をしたことによつて結果的に民間の投資もふえ、内容も充実をするということになりますように、ひとつお進めをいただきたいと思ひます。

何しろ私に与えられた時間は十分ですから、あれですが、もう一点は、こどもの国の利用度を見てまいりますと、これは去年よりも若干減つていようでありまして、この立地条件を考えますと国電の長津田駅から東急電鉄を利用して、こどもの国までたどり着くということになるわけですが、一方、反対のサイドには小田急線があるわけですね。小田急線の鶴川駅からは現在バスで行かないと、こどもの国へ行かないわけですね。いま、こどもの国のPRもどうも、あまり上手でないかもしませんが、俗化するというのではなくて、せつかく、これだけ隣接をした、しかも東京にほど近いところにあるわけですから、もう少し有効に活用できる道を開くべきだと思つて、私も実は、こどもの国へも何回も行つてまいりましたし、この立地条件もよく承知をいたしておりますが、何とかできないものかと考えておりました。将来、長津田駅と同じように鶴川駅と、こどもの国を電車と結ぶということは考えられないのかどうか。この長津田の駅と鶴川、つまり、ここは東京と横浜の接点ですから利用者もいろいろな方々がいると思ひますけれども、現状はどういう利用状況になつてゐるのか。また今後、民間に移管をしたときに、小田急線の鶴川とこどもの国との輸送状況を、もう少し考慮する必要があるのではないかとおもうに思ひますが、いかがでしよう。

○金田政府委員 ただいま御指摘の、こどもの国線を小田急線鶴川駅まで延長することにつきましては、こどもの国の利用度を高める一つの方法であるとは考えますけれども、実は種々問題がございします。三点ばかり申し上げておきますと、第一点は用地取得及び設備に莫大な投資を要するということとでございます。第二点といたしましては振動、騒音等による公害問題を起こすおそれがあること。これは実は地元の方から、いろいろ陳情がございします。第三点といたしましては運行経費について収支均衡をとる必要がある。現に委託をいたしております会社の方で一億数千万の赤字が出ておりました。さらに、これが大きくなるということも考えられるわけでございます。こういった問題点があるということをおし上げておきたいと思ひます。

○山下委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○山下委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山下委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○山下委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○山下委員長 この際、湯川宏君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○湯川委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一 こどもの国の運営に当たっては、特殊法人こどもの国協会設立の趣旨である緑豊かな自然の中での児童の健全育成の目的が十分生かされるよう特段の配慮をし、かつ、子供の安全を確保するために十分な措置を講ずること。

二 指定法人が事業を承継したことにより、入

園料及び有料施設の利用料の引上げが行われることのないよう配慮すること。

三 こどもの国に対し、指定法人による事業の承継後も、児童の健全育成にふさわしい環境が保たれるよう必要な助成を行い、その整備発展に配慮すること。

四 特殊法人こどもの国協会の解散に当たり、その職員の処遇については、適正な措置をとること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山下委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。

湯川宏君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付すことに決しました。

○山下委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山下委員長 この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○園田国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して努力いたす所存でございます。

○山下委員長 次回は、公報をもってお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十六分散会

社会労働委員会議録第三号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

五 二 三 とうこと ということ

元 一 末五 鉄鋼 鉄工

同 第四号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

二 四 末 戸沢正方君 戸沢政方君

昭和五十五年十一月二十日印刷

昭和五十五年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W